

令和7年度

広尾丸山通3号宿舎202棟改修工事

仕 様 書

第一管区海上保安本部

第一章 工事概要

1.1 工事名称	広尾丸山通3号宿舎202棟改修工事
1.2 工事場所	北海道広尾郡広尾町丸山通南2丁目6 広尾丸山通3号宿舎202棟
1.3 工事期間	契約日の翌日から令和8年3月25日まで
1.4 工事概要	<p>各戸共通</p> <p>建築改修：建具改修、全室内装改修、在来浴室撤去・ユニットバス新設及び関連改修、脱衣室改修、流し台、ガス台、吊戸棚、レンジフード取替、便所改修、エアコン用スリーブ新設ほか</p> <p>電気設備改修：モニタ付インターホン新設、電灯設備改修、エアコン用コンセント・配線新設ほか</p> <p>機械設備改修：給油設備新設、給湯設備改修、給水・排水管改修ほか</p> <p>雑工事：共用玄関宅配ボックス（4戸用）新設</p> <p>建物概要</p> <p>丸山通3号宿舎202棟</p> <p>CB-2 S55.12月建築 建108.04㎡／延216.08㎡ 1棟4戸</p> <p>※入居者は別棟へ一時移転済である。</p>
1.5 工事用電力等	工事用電力及び工事用水等の構内既存施設は利用できない。
1.6 監督職員事務所	設置しない。
1.7 その他	<p>工事契約後、下記管理部署に着工予定及び工程状況等の連絡を行うものとする。</p> <p>管理部所 広尾海上保安署</p> <p>住所 北海道広尾郡広尾町並木通東1-12-1</p> <p>電話番号 01558-2-0118</p>

第二章 一般共通事項

本仕様書に記載されていない事項や詳細については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」による。

1 節 一般事項

1.1

適用事項

- (1) 本仕様書は、工作物等に係る土木工事及び建築工事全般に適用する。
- (2) 本仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、請負者の責任において履行すべきものとする。
- (3) すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(a)から(c)の順番のとおりとし、これにより難しい場合は1.8による。
 - (a) 特記仕様書
 - (b) 図面
 - (c) 公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書

1.2

用語の定義

- (1) 「監督職員」とは、契約書に規定する監督職員をいう。
- (2) 「請負者」とは、該当工事請負契約の請負者又は契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
- (3) 「監督職員の承諾」とは、請負者等が監督職員に対し書面で申し出た事項について監督職員が書面をもって了解することをいう。
- (4) 「監督職員の指示」とは、監督職員が請負者等に対し工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。
- (5) 「監督職員と協議」とは、協議事項について、監督職員と請負者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (6) 「監督職員の検査」とは、施工の各段階で請負者等が確認した施工状況や材料の試験結果等について、請負者等より提出された資料に基づき、監督職員が設計図書との適否を判断することをいう。
- (7) 「監督職員の立会い」とは、工事の施工上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うため、監督職員がその場に臨むことをいう。
- (8) 「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいう。
- (9) 「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、施工図等、工事写真、その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。
- (10) 「施工図等」とは、施工図、現寸図、工作図、製作図、その他こ

れらに類するもので、契約書に規定する詳細図等をいう。

- (11) 「規格証明書」とは、設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制限によって定められた者が発行した資料をいう。
- (12) 「工事検査」とは、契約書に規定する工事の完成の確認、部分払の請求に係る出来形部分等の確認及び部分引渡しの指定部分に係る工事の完成の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいう。

1.3
官公署その他への届出手続等

- (1) 工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
- (2) (1)に規定する届出手続等を行うに当たっては、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。
- (3) 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等を提供する。

1.4
工事实績情報の登録

工事实績情報を登録することがある場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員に報告し、登録されることを証明する資料を監督職員に提出する。

1.5
書類の書式等

- (1) 書面を提出する場合の書式（提出部数を含む。）は、別に定めがある場合を除き、監督職員の指示による。
- (2) 建設業法に基づく施工体制台帳を作成した場合は、施工管理体制に関する事項について、監督職員に提出する。

1.6
設計図書等の取扱い

設計図書及び設計図書において適用される必要な図書を整備する。

1.7
別契約の関連工事

別契約の施工上密接に関連する工事については、監督職員の調整に協力し、当該工事関係者とともに、工事全体の円滑な施工に努める。

1.8
疑義に対する協議等

- (1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、監督職員と協議する。
- (2) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の

措置は、契約書の規定による。

1.9

工期の変更に
係る資料の提出

- (1) 契約書の規定に基づく工期の短縮を発注者より求められた場合は、協議の対象となる事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を監督職員に提出する。
- (2) 契約書の規定に基づく工期の変更についての協議を発注者を行うに当たっては、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。

1.10

発生材の処理等

- (1) 発生材の再利用、再生資源化及び再生資源の積極的活用に努める。なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用、再生資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督職員と協議する。
- (2) 発生材の処理は次による。
 - (a) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は監督職員と協議する。
 - (b) (a)の引渡しを要するものと指定されたものは、監督職員の指示を受けた場所に整理のうえ、調書を作成して監督職員に提出する。
 - (c) (b)以外のもはすべて構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理し、監督職員に報告する。

2節 工事関係 図書

2.1

実施工程表

- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
- (2) 契約書の規定に基づく変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を遅滞なく変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。
- (3) 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間又は月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。

2.2

施工計画書

- (1) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。

2.3	施工図等	<p>(2) 品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を、当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。</p>
2.4	工事の記録	<p>施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 監督職員の指示した事項及び監督職員と協議した結果について記録を整備する。</p> <p>(2) 工事の全般的な経過を記載した書面を作成する。</p> <p>(3) 次の(a)から(c)のいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。</p> <p>(a) 工事の施工によって隠ぺいされるなど、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合。</p> <p>(b) 一工程の施工を完了した場合。</p> <p>(c) 施工の適切なことを証明する必要があるとして、監督職員の指示を受けた場合。</p> <p>(4) (1)から(3)の記録について、監督職員より請求されたときは、提出又は提示する。</p>
3節	工事現場 管理	
3.1	施工管理	<p>(1) 設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。</p> <p>(2) 工事の施工に携わる下請負人に工事関係図書及び監督職員の指示を受けた内容を周知徹底する。</p>
3.2	施工管理技術者	<p>(1) 施工管理技術者は、設計図書に定められた者又はこれらと同等以上の能力のある者とする。</p> <p>(2) 施工管理技術者は、資格又は能力を証明する資料を監督職員に提出する。</p>
3.3	品質管理	<p>品質計画に基づき、適切な時期に、指導、確認、試験等必要な管理を行う。</p>

3.4

施工中の安全確保及び環境保全

- (1) 施工中の安全確保に関しては、建築工事安全施工技術指針を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。
- (2) 気象予報又は警報等については、常に注意を払い、災害の予防に努める。
- (3) 仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造所が作成した製品安全データシート(MSDS)を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。

3.5

養生

既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等について、汚染又は損傷しないよう適切に養生を行う。

3.6

後片付け

工事の完成に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。

4節 材 料

4.1

材料の品質等

- (1) 工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくてもよい。
- (2) 使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督職員に提出する。ただし、JIS 又は JAS のマーク表示のある材料を使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。
- (3) 調査を要する材料については、調査に先立ち、調査表等を監督職員に提出する。
- (4) 材料の色、柄等については、監督職員の指示を受ける。
- (5) 設計図書に定められた材料の見本を提出又は提示し、材質、仕上げの程度、色合等について、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。

4.2

材料の搬入

材料の搬入ごとに、監督職員に報告する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

4.3

材料の検査

- (1) 現場に搬入した材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (2) (1)による検査の結果、合格した材料と同じ種別の材料は、以後、

	<p>原則として、抽出検査とする。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 設計図書に定める JIS 又は JAS のマーク表示のある材料並びに規格、基準等の規格証明書が添付された材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。</p>
4.4 材料の検査に伴う試験	<p>(1) 材料の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定められた試験方法による。ただし、定めがない場合は、監督職員の承諾を受けた試験方法による。</p> <p>(2) 試験に先立ち試験計画書を作成し、監督職員に提出する。</p> <p>(3) 試験は、試験機関又は工事現場等適切な場所で行う。 なお、その場所の決定に当たっては、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>(4) 試験結果は、監督職員に提出し、承諾を受ける。</p>
4.5 材料の保管	<p>搬入した材料は、工事に使用するまで、変質等がないように保管する。</p>
5 節 施 工	
5.1 施工	<p>施工は、設計図書及び施工計画書並びに監督職員の承諾を受けた実施工程表及び施工図等に従って行う。</p>
5.2 技能士	<p>技能士は次による。</p> <p>(1) 職業能力開発促進法による一級技能士又は単一等級の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。</p> <p>(2) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能士に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。</p>
5.3 一工程の施工の確認及び報告	<p>一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督職員に報告する。</p>
5.4 施工の検査	<p>設計図書に定められた場合、5.3により報告した場合及び監督職員より指示された工程に達した場合は、監督職員の検査を受ける。</p>
5.5 施工の立会い等	<p>(1) 設計図書に定められた場合及び監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。</p> <p>(2) 監督職員の立会いに必要な資機材及び労務等を提供する。</p>

6 節 工事検査

6.1

工事検査

- (1) 契約書に規定する工事を完成したときの通知は、次の(a)から(c)に示す要件のすべてを満たす場合に、監督職員に提出することができる。
 - (a) 設計図書に示すすべての工事が完了していること。
 - (b) 監督職員の指示を受けた事項がすべて完了していること。
 - (c) 設計図書に定められた工事関係図書及び記録の整備がすべて完了していること。
- (2) 工事検査は、発注者から連絡を受けた検査日に検査を受けることとし、工事検査に必要な資機材及び労務等を提供する。

7 節 完成図書

7.1

完成時の提出図書

- (1) 工事完成時の提出図書は次による。
 - (a) 完成図
 - (b) 工事に関する資料
 - (c) 工事工程写真及び完成写真
- (2) (1)の図書をチューブファイル等に整理し、目録を添付し、監督職員に提出する。

7.2

工事工程写真及び完成写真

- (1) 工事工程写真及び完成写真の撮影及び写真の整理方法等詳細は、「工事写真の撮り方」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)によることとする。
- (2) 工事写真の撮影用具としては、35 mmフィルムを使用するカメラ、APSカメラ、デジタルカメラによることとする。

なお、使用するカメラ仕様は、「工事写真の撮り方」による。

第三章 工事（特記）仕様

本仕様書に記載されていない事項や詳細については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（各工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（各工事編）」等による。

一般共通事項

本工事は、本仕様書によると共に添付「特記仕様書」「図面」によること。

広尾丸山通 3 号宿舎 2 0 2 棟改修工事

図 面 リ ス ト					
建築主体工事		電気設備工事		機械設備工事	
A 0 1	特記仕様書 1	E 0 1	特記仕様書 1 (電気設備工事)	M 0 1	特記仕様書 1 (機械設備工事)
A 0 2	特記仕様書 2	E 0 2	特記仕様書 2 (電気設備工事)	M 0 2	特記仕様書 2 (機械設備工事)
A 0 3	特記仕様書 3	E 0 3	付近見取図・配置図	M 0 3	特記仕様書 3 (機械設備工事)
A 0 4	特記仕様書 4	E 0 4	電灯設備改修 平面図	M 0 4	付近見取図・配置図
A 0 5	付近見取図・配置図			M 0 5	撤去・改修 給油・換気設備 機器表 b 棟
A 0 6	概要・仕上表			M 0 6	改修 給油配管系統図 b 棟
A 0 7	改修前平面図・改修前立面図・改修前断面図			M 0 7	改修 屋外給油設備平面図 b 棟
A 0 8	改修後平面図・改修後立面図・改修後断面図			M 0 8	撤去・改修 給油・換気設備 1階平面図 b 棟
A 0 9	改修前断面詳細図			M 0 9	撤去・改修 給油・換気設備 2階平面図 b 棟
A 1 0	改修後断面詳細図			M 1 0	撤去・改修 給油・換気設備 立面詳細図 b 棟
A 1 1	改修前・改修後平面詳細図			M 1 1	撤去・改修 衛生設備 機器表 b 棟
A 1 2	改修前・改修後浴室脱衣室詳細図			M 1 2	撤去・改修 給水・給湯・ガス設備 1階平面図 b 棟
A 1 3	改修前建具表			M 1 3	撤去・改修 給水・給湯・ガス設備 2階平面図 b 棟
A 1 4	改修後建具表			M 1 4	撤去・改修 給水・給湯・ガス設備 立面詳細図 b 棟
A 1 5	改修前・改修後展開図			M 1 5	撤去・改修 排水設備 1階平面図 b 棟
A 1 6	改修前・改修後天井伏図			M 1 6	撤去・改修 排水設備 2階平面図 b 棟
A 1 7	雑詳細図				
A 1 8	仮設計画図				

広尾丸山通3号宿舎202棟改修工事 工事特記仕様書

I 工事概要及び範囲

1. 工事場所 広尾丸山通3号宿舎202棟：北海道広尾郡広尾町丸山通南2丁目6番

2. 工事範囲 ※下記●は、工事対象範囲を示す。

Table with columns: 名称, 構造種別階数, 数量, 単位, 備考. Row 1: 広尾丸山通3号宿舎, 補強CB造2階建, 216.08, m², 4戸(b型4戸)

3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無 ●有り ○無し

4. 工期 契約日より 令和8年3月25日 まで

5. 指定部分工事 (1) 工事範囲

(2) 指定工期 契約日より 令和 年 月 日 まで

6. 別途工事

7. 施工区分(分庫発注の場合のみ記入) ※下記●は、工事対象範囲を示す。

Table with columns: 項目, 工種, 建築, 電気, 暖房, 衛生, 備考. Rows include: 躯体の設備配管用のシブ、箱抜き及び埋め等の充填, 上記の補強, 設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強, etc.

II 各工事

- 1. 図面(工事数量総括表を含む)及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 令和7年版(各工種編)」及び「公共建築改修工事標準仕様書 令和7年版(各工種編)」、「建築解体工事共通仕様書 令和7年版」及び、「北海道建設部土木工事共通仕様書(令和2年度版)」による。

III 総合評価方式による必要事項

- 技術提案について 施工計画審査タイプ 1. 責任の所在 発注者が技術提案を適正と認めた場合においても、技術提案に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

Main specification table with columns: 項目, 特記事項. Rows include: 1. 産産材等の優先使用, 2. 環境物品等の調達, 3. 合法木材の使用, 4. 特別な材料の工法, 5. 品質計画, 6. 工事写真, 7. 技術士, 8. 施工中の安全確保及び環境保全, 9. 交通安全管理, 10. 工事完成時の提出図書等, 11. 高度技術・創意工夫, 12. 発生材の処理等

Main specification table with columns: 項目, 特記事項. Rows include: (6) その他の発生材, (7) 建設廃棄物の収集・運搬, (8) 「建設リサイクル法」対象工事及び「リサイクル法」で定められた資材の搬入, 13. 北海道循環資源利用促進法, 14. 自主施工期間の施工条件, 15. 季節労働者などの雇用に, 16. 下請負人等への支払いの適正化, 17. 火災保険等, 18. 現場環境改善, 19. 建設業退職金共済制度, 20. 工事標識, 21. 公共工事労務費調査に対する協力, 22. 工事実績情報の登録, 23. 施工体制台帳の整備

Main specification table with columns: 項目, 特記事項. Rows include: 24. 室内空気中化学物質の濃度抑制, 25. 中間検査の実施, 26. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応, 27. 重点的な監督業務の実施, 28. 電子納品

株式会社 今井設計 一級建築士事務所 知事登録(根) 第317号 一級建築士 第139087号 吉田 正 標準郡中標津町東1条南3丁目 TEL (0153) 72-5500 広尾丸山通3号宿舎202棟改修工事 特記仕様書(1) S=1 (A1) S=1 (A3) A 01

Table with 3 columns: Item, Description, and Remarks. Contains sections for supervision, construction, safety, and waterproofing.

Table with 3 columns: Item, Description, and Remarks. Contains sections for waterproofing, insulation, and structural work.

Table with 3 columns: Item, Description, and Remarks. Contains sections for exterior wall renovation, tile work, and window/door modifications.

Table with 3 columns: Item, Description, and Remarks. Contains sections for interior wall treatment, glass work, and other interior finishes.

Project information block including the company name '株式会社 今井設計' (Iwai Design Co., Ltd.), address '広尾丸山通3号 宿舎202棟 改修工事' (202 Building Renovation, 3-1, Hiroo Maruyama-cho), and contact details.

4. 既存天井の撤去並びに下地補修 (6.4.2)
5. 木下地等 (1) 表面仕上げの程度 A種 * B種 C種 (2) 木材の含水率
6. 軽鉄骨天井下地 (1) 野縁等の種類
7. 軽鉄骨壁下地
8. ビニルシート張り
9. ビニル床タイル張り
10. 特殊機能床材
11. カーペット敷き
12. 合成樹脂塗床
13. フローリング張り

(3) 特殊フローリング (6.11.2~8)
(1) 普通塗の種別
(2) 素地塗
(3) セッコウボード及びその他のボードの規格
14. 畳敷き
15. セッコウボード及びその他のボード張り
16. 壁紙張り
17. 床タイル張り
18. 壁タイル張り
19. セルフレベリング材張り
20. 既存塗膜の除去範囲
21. 木部塗装
22. 鉄部塗装

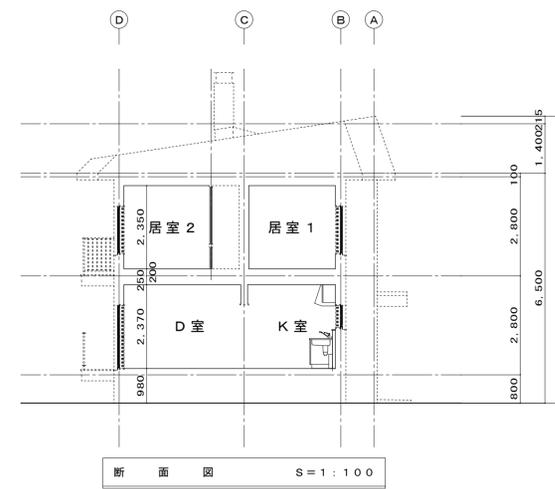
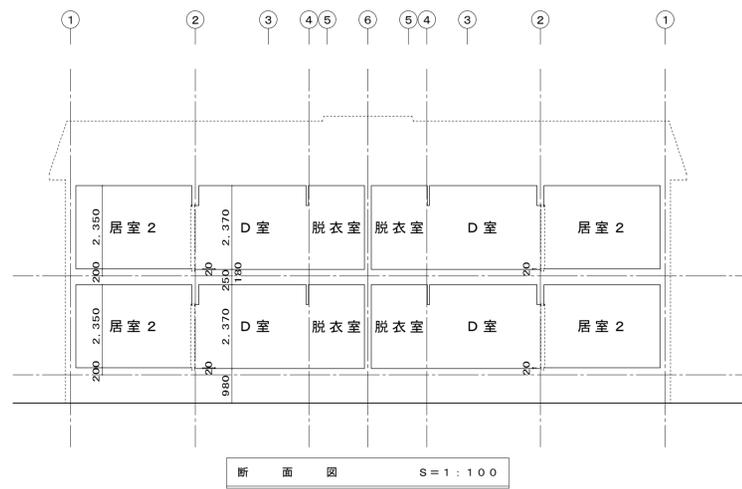
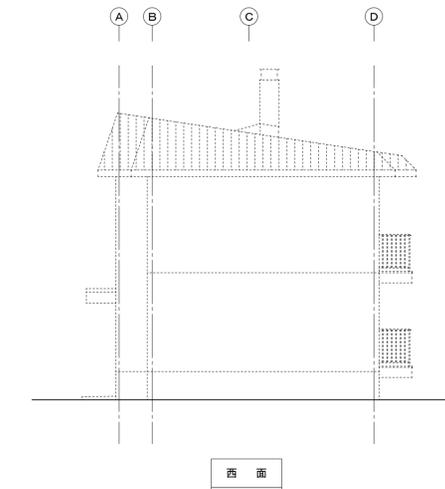
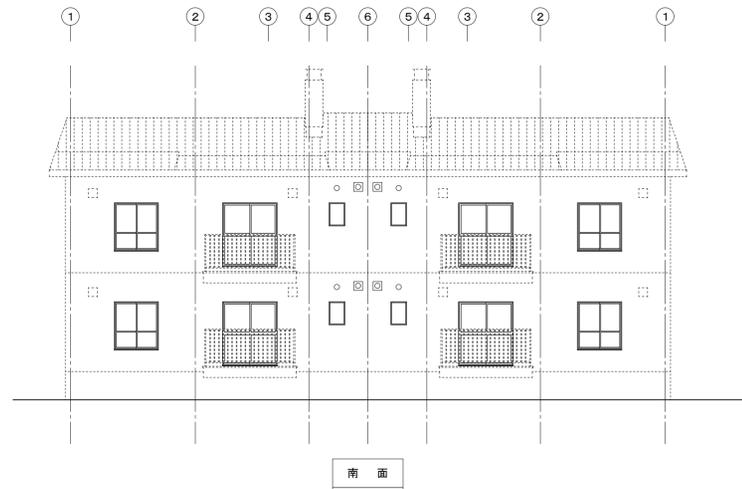
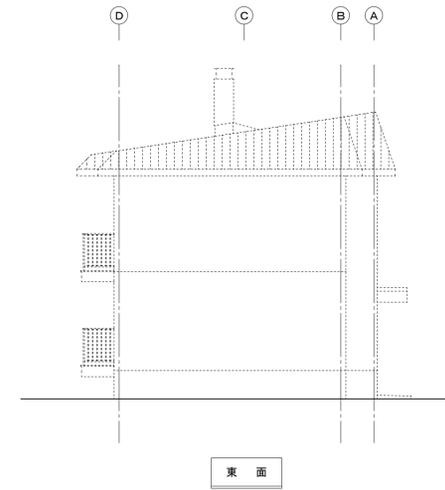
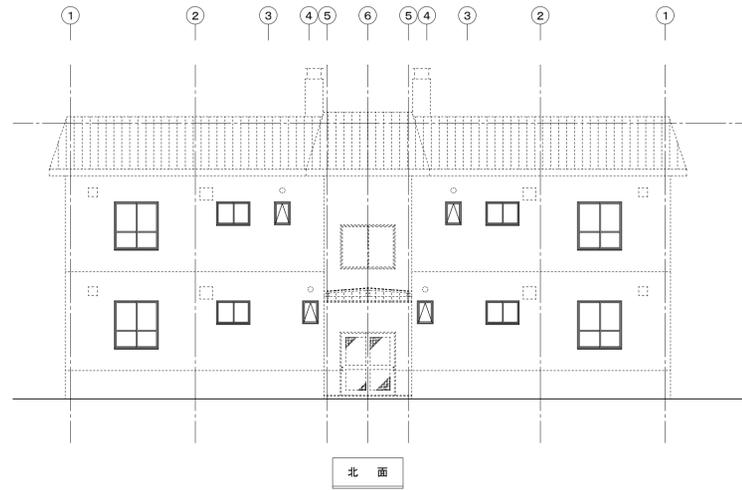
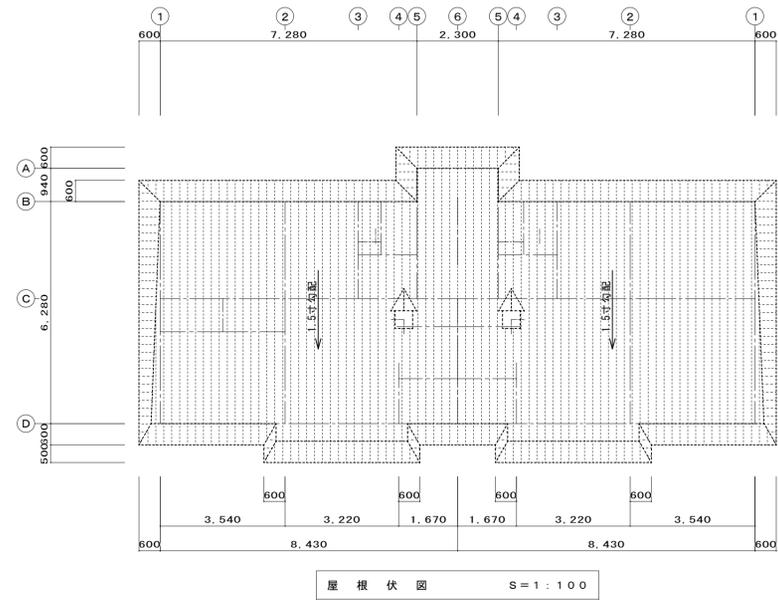
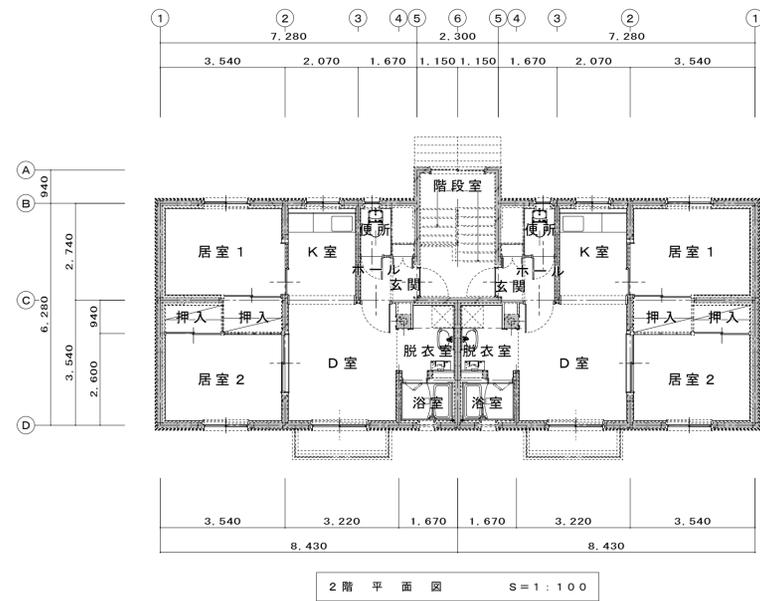
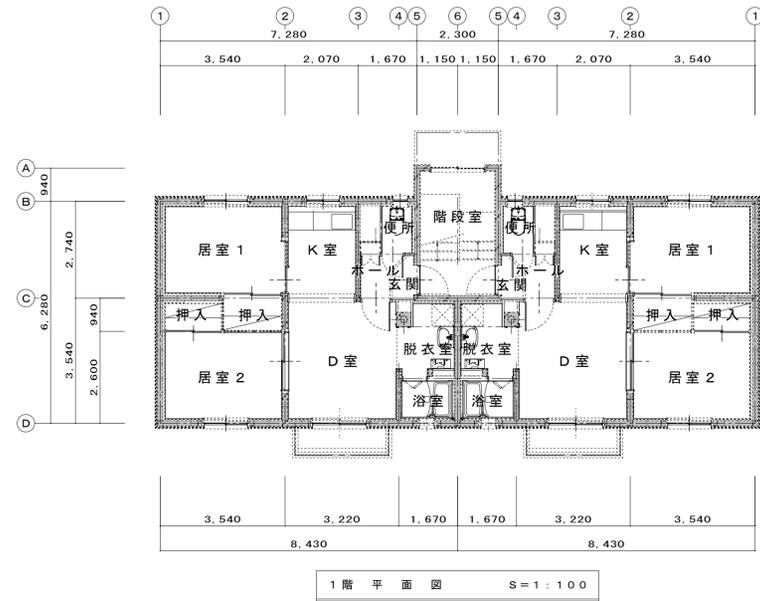
(3) 鋼製建具面 (7章各節)
(4. モルタル及びプラスチックの塗装)
(5. コンクリート及びALCパネルの塗装)
(6. 石膏ボード及びその他ボードの塗装)
(7. マスチック塗材)
(8. 鉄骨の種類)
(9. 溶接金網)
(10. 鉄骨の継手加工及び組立)
(11. 鉄骨の耐力)
(12. 壁の配筋)
(13. 圧接完了後の試験)
(14. レディミクストコンクリートの種別)
(15. セメントの種別)
(16. 骨材)
(17. 混和剤)
(18. 垂鉛めっき鋼面)
(19. 鋼製の種類)
(20. 鋼製の種類)
(21. 鋼製の種類)
(22. 鋼製の種類)
(23. 鋼製の種類)
(24. 鋼製の種類)
(25. 鋼製の種類)
(26. 鋼製の種類)
(27. 鋼製の種類)
(28. 鋼製の種類)
(29. 鋼製の種類)
(30. 鋼製の種類)

10. 普通コンクリート
11. 放たせの種別
12. あと施工アンカー
13. あと施工アンカーの試験
14. 埋込配管等の探査
15. 施工管理技術者
16. 鉄骨製作工場
17. 鋼材の種別
18. 高力ボルトの区分
19. 鉄骨の仮組
20. 溶接部の試験
21. 鉄骨の錆止塗料の種別
22. 耐火被覆
23. 既存部分の撤去等
24. 既存部分の処理
25. 割製補強筋
26. コンクリートの打込み
27. 仕上げ
28. 連続縦補強工法
29. 耐震スリット新設工事
30. 免震改修・制振改修
31. アスベスト含有建材の処理工事
32. 除去工事共通事項

章	項	目	特	記	事	項	章	項	目	特	記	事	項	章	項	目	特	記	事	項																																																																																																																																																																						
9	環境	配慮	改修	工事	事	<p>(3) 表示及び掲示 施工範囲の出入口に、「アスベスト作業主任者名と職務の内容、関係者以外立入禁止、喫煙・飲食の禁止、アスベスト作業中等」の表示を行う。 また、アスベストの有害性、取扱上の注意事項、使用すべき保護具の掲示を行う。 なお、掲示の種類は、次による。</p> <p>① 吹き付け等届出対象の場合の掲示</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">建築物等の解体等の作業に関するお知らせ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">当現場では、()労働基準監督署へ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">労働安全衛生法第88条第4項(労働安全衛生規則第90条第5号の2)の規定による計画の届出</td> </tr> <tr> <td colspan="2">石綿障害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出</td> </tr> <tr> <td colspan="2">を行っております。</td> </tr> <tr> <td>届出年月日平成 年 月 日</td> <td>作業期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">届出内容</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要:</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成 年 月 日(表示日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(氏名)を石綿作業主任者に選任しています。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">石綿に係る特別教育を受講した者が作業を行っています。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">受講した特別の教育: の実施した講習(平成 年 月受講) 連絡先:</td> </tr> <tr> <td colspan="2">また、北海道知事()へ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">空気汚染防止法第18条第15項の規定による作業の届出を行っています。</td> </tr> <tr> <td>届出年月日 平成 年 月 日</td> <td>届出先</td> </tr> <tr> <td>届出者住所</td> <td>届出者氏名</td> </tr> </table> <p>② 成形板等の届出の必要が無い場合の掲示</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">建築物等の解体等の作業に関するお知らせ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">石綿障害予防規則に基づき、当現場では適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策を行っております。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容</td> </tr> <tr> <td colspan="2">作業期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要:</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成 年 月 日(表示日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(氏名)を石綿作業主任者に選任しています。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">石綿に係る特別教育を受講した者が作業を行っています。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">受講した特別の教育: の実施した講習(平成 年 月受講) 連絡先:</td> </tr> </table> <p>③ アスベスト含有建材を使っていない場合</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">建築物等の解体等の作業に関するお知らせ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">石綿障害予防規則に基づく石綿の使用の有無の調査を行った結果、当現場では石綿を使用しておりません。</td> </tr> <tr> <td>調査方法(調査年月日)</td> <td>作業期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成 年 月 日(表示日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施工事業者名:</td> </tr> <tr> <td colspan="2">現場責任者氏名:</td> </tr> <tr> <td colspan="2">連絡先:</td> </tr> </table> <p>(4) 保護具等 除去作業者は、作業内容に応じた呼吸用保護具、保護めがねを使用するとともに、アスベスト含有吹付け材を除去するときは、電動ファン付き呼吸用防護具又はこれと同等以上の性能を有する呼吸用防護具を使用する。</p> <p>(5) 保護衣、作業衣 保護衣はアスベストの浸透がない材質、構造のものを使用し、原則として、使用毎に廃棄する。 作業衣はアスベストが付着しにくく、付着したアスベストが容易に除去できるものとする。</p> <p>(6) 除去したアスベスト等の保管及び運搬 除去したアスベスト含有建材を搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、他の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止措置を講ずる。 また、保管場所には、アスベスト等の保管場所であることの表示を行う。</p> <p>(7) 確認及び後片付け 除去作業が終了後、高性能真空掃除機で、床等を清掃する。 また、監督職員の立会の上で、除去が十分行われていることを目視確認を受ける。</p> <p>▷3. アスベスト含有吹付け材の除去等</p> <p>(1) 処理を行う吹付け材の種類及び処理方法 処理方法 * 除去 <input type="radio"/> 封じ込め <input type="radio"/> 囲い込み 処理方法 * 除去 <input type="radio"/> 封じ込め <input type="radio"/> 囲い込み (処理を行う範囲は図示による) 処理方法は、「道有施設の吹付けアスベスト対策工事仕様書」による。 除去したアスベスト含有吹付け材等の処理は、次による。(9.1.3) * 密封処理(二重袋梱包) <input type="radio"/> セメント固化</p> <p>(2) アスベスト含有吹付け材を溶融固化する場合の処理施設 <input type="radio"/> アスベストの中間処理に適する溶融施設 <input type="radio"/> 認定を受けた無害化処理施設 汚物等の処理—隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルター、防じん機フィルタは、密封処理(二重袋梱包)とする。</p> <p>▷4. アスベスト含有保温材等の除去</p> <p>除去する保温材等の種類及び処理方法 (9.1.4) 処理方法 <input type="radio"/> 掻き落し <input type="radio"/> 破砕 <input type="radio"/> 切断 処理方法 <input type="radio"/> 掻き落し <input type="radio"/> 破砕 <input type="radio"/> 切断 作業場の隔離 * 行う <input type="radio"/> 行わない (9.1.4)</p> <p>▷5. アスベスト含有成形板の除去 (9.1.5)</p> <p>(1) 除去する成形板の種類 <input checked="" type="radio"/> フレキシブルボードt=6 <input checked="" type="radio"/> プリントプラスチックボードt=9 <input checked="" type="radio"/> 石綿化粧板t=3</p> <p>(2) アスベスト含有成形板の処理 <input checked="" type="radio"/> 埋立処理 <input type="radio"/> アスベストの中間処理に適する溶融施設 認定を受けた無害化処理施設</p> <p>▷6. 外断熱改修工事及び断熱・防露改修工事 (9.3.2)</p> <p>(1) 共通事項：断熱材はノンフロン仕様とする。 (2) 断熱材(JIS A9511 A9514 A9504 A9505)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>該当</th> <th>保温材の種類</th> <th>材料の類別及び品質</th> <th>厚さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td>ビーズ法[®]「スフレフォーム」</td> <td>A種 <input type="radio"/> 特号 <input type="radio"/> 1号 <input type="radio"/> 2号 <input type="radio"/> 3号 <input type="radio"/> 4号</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td>押出法[®]「スフレフォーム」</td> <td>A種 <input type="radio"/> 1種(ウ、b) <input type="radio"/> 2種(ウ、b) <input type="radio"/> 3種(ウ、b)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td>硬質ウレタンフォーム</td> <td>A種 <input type="radio"/> 1種(123)号 <input type="radio"/> 2種(1、2、3、4)号</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td>「スフレフォーム」(F☆☆☆☆)</td> <td>A種 <input type="radio"/> 1種(1、2)号 <input type="radio"/> 2種(1、2、3)号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 外断熱改修 外装材の種類、防火性能、通気層及び工法：図面による。 既存外壁の処置 仕上げ材撤去 <input type="radio"/> 行う <input type="radio"/> 行わない (9.3.2 9.3.4) 下面の清掃 <input type="radio"/> 行う () <input type="radio"/> 行わない 欠損分の改修 <input type="radio"/> 行う <input type="radio"/> 行わない (9.3.3)</p> <p>(4) 断熱・防露改修 施工部位及び部位毎の厚さについては図面による。(9.5.3) (5) 断熱材現場発泡工法に使用する断熱材： 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(JIS A 9526) (難燃) * A種1 <input type="radio"/> 厚さ mm</p>	建築物等の解体等の作業に関するお知らせ		当現場では、()労働基準監督署へ		労働安全衛生法第88条第4項(労働安全衛生規則第90条第5号の2)の規定による計画の届出		石綿障害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出		を行っております。		届出年月日平成 年 月 日	作業期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日	届出内容		(石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容)		石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要:		平成 年 月 日(表示日)		(氏名)を石綿作業主任者に選任しています。		石綿に係る特別教育を受講した者が作業を行っています。		受講した特別の教育: の実施した講習(平成 年 月受講) 連絡先:		また、北海道知事()へ		空気汚染防止法第18条第15項の規定による作業の届出を行っています。		届出年月日 平成 年 月 日	届出先	届出者住所	届出者氏名	建築物等の解体等の作業に関するお知らせ		石綿障害予防規則に基づき、当現場では適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策を行っております。		石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容		作業期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日		石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要:		平成 年 月 日(表示日)		(氏名)を石綿作業主任者に選任しています。		石綿に係る特別教育を受講した者が作業を行っています。		受講した特別の教育: の実施した講習(平成 年 月受講) 連絡先:		建築物等の解体等の作業に関するお知らせ		石綿障害予防規則に基づく石綿の使用の有無の調査を行った結果、当現場では石綿を使用しておりません。		調査方法(調査年月日)	作業期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日	平成 年 月 日(表示日)		施工事業者名:		現場責任者氏名:		連絡先:		該当	保温材の種類	材料の類別及び品質	厚さ(mm)	<input type="radio"/>	ビーズ法 [®] 「スフレフォーム」	A種 <input type="radio"/> 特号 <input type="radio"/> 1号 <input type="radio"/> 2号 <input type="radio"/> 3号 <input type="radio"/> 4号		<input type="radio"/>	押出法 [®] 「スフレフォーム」	A種 <input type="radio"/> 1種(ウ、b) <input type="radio"/> 2種(ウ、b) <input type="radio"/> 3種(ウ、b)		<input type="radio"/>	硬質ウレタンフォーム	A種 <input type="radio"/> 1種(123)号 <input type="radio"/> 2種(1、2、3、4)号		<input type="radio"/>	「スフレフォーム」(F☆☆☆☆)	A種 <input type="radio"/> 1種(1、2)号 <input type="radio"/> 2種(1、2、3)号		10	屋根	工事	<p>▷1. 長尺金属板の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工部位</th> <th>規格名称(規格番号)</th> <th>厚さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>* 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び銅板</td> <td><input type="radio"/> 0.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(JIS G 3322)</td> <td><input type="radio"/> 0.35</td> </tr> </tbody> </table> <p>▷2. 長尺金属板の置き工法等</p> <p>(1) 形式 * 縦置き <input type="radio"/> 横置き <input type="radio"/> 瓦葺き (2) 工法 * 立ち巻きはげ工法 <input type="radio"/> 平巻きはげ工法 <input type="radio"/> 溶接 <input type="radio"/> その他 ()</p>	施工部位	規格名称(規格番号)	厚さ(mm)		* 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び銅板	<input type="radio"/> 0.4		(JIS G 3322)	<input type="radio"/> 0.35	10	屋根	工事	<p>▷3. 既存撤去範囲</p> <p><input type="radio"/> 既存長尺カラー鉄板 <input type="radio"/> アスファルトルーフィング</p> <p>▷4. 折板葺き</p> <p>(1) 折板の材料：* JIS G 3312 <input type="radio"/> (2) 形式：* 重ね形(K) <input type="radio"/> はげ締め形(H) <input type="radio"/> かん合形(G) (3) 山高：<input type="radio"/> 50mm 厚0.5mm <input type="radio"/> 175mm 厚1.0mm <input type="radio"/> ピッチ：<input type="radio"/> mm (4) 軒先面戸板：* 有り <input type="radio"/> 無し (5) 塗装：* 片面 <input type="radio"/> 両面 (6) 断熱材：<input type="radio"/> 有り(種類：<input type="radio"/>) <input type="radio"/> 無し 耐火性能：<input type="radio"/> 耐火30分 <input type="radio"/> 不燃</p> <p>▷5. 金属板屋根塗装替え</p> <p>(1) 既存塗装の種類：亜鉛メッキ鋼板 <input type="radio"/> (2) 塗装塗装の種類：ウレタン系ルーフペイント <input type="radio"/> (3) 下地処理：<input type="radio"/> RA * RB <input type="radio"/> RC (4) 錆止め：<input type="radio"/> A <input type="radio"/> B * C (5) 下塗り：* 変性エポキシ樹脂プライマー <input type="radio"/> (6) 上塗り：* 弱溶剤ウレタン樹脂塗料 <input type="radio"/> (7) 塗布量：塗料メーカーの標準仕様による</p> <p>▷1. 棟番号 ▶2. 室内換気口 ▶3. 換気フード</p> <p>▷4. 換気扇フード 材質：SUS304 寸法：* 図示による <input type="radio"/></p> <p>▷5. 換気扇フード防虫網 材質：SUS304 寸法：* 250×250 3メッシュ <input type="radio"/> * 鉄製 寸法160×375 <input type="radio"/> 樹脂製</p> <p>▷6. 床下換気口 材質：* アルミ製 <input type="radio"/> ステンレス製 <input type="radio"/> プラスチック製 寸法：* 図示による <input type="radio"/></p> <p>▷7. 軒天換気口 材質：* アルミ製 <input type="radio"/> ステンレス製 <input type="radio"/> プラスチック製 寸法：* 図示による <input type="radio"/> 排水ドレイン：φ50 (BOLA) パイプ 白ガス管 φ50 材質：* アルミ製 <input type="radio"/> ステンレス製 <input type="radio"/> 鋼製 寸法：* 図示による <input type="radio"/></p> <p>▷8. バルコニー排水、ドレンパイプ 材質：* アルミ製 <input type="radio"/> ステンレス製 <input type="radio"/> 鋼製 寸法：* 図示による <input type="radio"/></p> <p>▷9. ベランダタラップ 材質：* アルミ製 <input type="radio"/> ステンレス製 <input type="radio"/> 鋼製 寸法：* 図示による <input type="radio"/></p> <p>▷10. バルコニー手摺 材質：* アルミ製 <input type="radio"/> ステンレス製 <input type="radio"/> 鋼製 寸法：* 図示による <input type="radio"/></p> <p>▷11. FFF用スリーブ ▷12. 家屋段階調査</p> <p>▷13. 施工数量調査 (1.5.2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>設計改修内容</th> <th>調査範囲</th> <th>内 容</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外壁及び基礎改修</td> <td>コンクリート・砂利・PC板 劣化部改修</td> <td>外 壁 基礎</td> <td>(1) ひび割れ(幅0.2mm以上)を調査して、ひび割れ(幅0.2≦W≦1.0mm)とひび割れ(幅1.0mm<W)に分けて各々の長さを調査面に表示する。 (2) コンクリート表面及び砂利・PC板のはがれ、剥落及び浮き部を調査面に表示する。 (調査・表示の区分は下記概数項目に準拠することとし、これにより難い場合は監督員と協議する。) (既存塗膜全面除去の場合は塗膜除去後に進行。)</td> <td>目視 打診 カクカク-ル</td> </tr> </tbody> </table> <p>▷14. 概数等発注</p> <p>(1) 次に示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。 なお、設計に対して過大なでき形数量に変更するものではないことに留意すること。 (2) この工事においては、設計変更図書(設計変更図面の作成及び工事数量の算出)を受注者に行わせることがある。 (3) 概数として取り扱っている事項の施工に当たっては、施工前に監督職員と協議すること。 なお、数量の確認ができない場合を除き、施工前に数量を確定すること。 (4) 概数として示した仮設工事の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として取り扱うことがある。 (5) 概数 7. 工事数量総括表編目別内訳の備考欄に「概数」又は「概」と表示された項目・数量 4. 次の項目・数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>設計数量(単位)</th> <th>確定数量(単位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋露出部補修</td> <td>m</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>鉄筋露出部補修(暴露種)</td> <td>か所</td> <td>か所</td> </tr> <tr> <td>ひび割れ補修 0.2≦W≦1.0mm</td> <td>床</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>ひび割れ補修 0.2≦W≦1.0mm</td> <td>壁</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>ひび割れ補修 1.0mm<W</td> <td>床</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>ひび割れ補修 1.0mm<W</td> <td>壁</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>浮き補修</td> <td>床</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>浮き補修</td> <td>壁</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>欠損部補修 一般 300×300以下</td> <td>か所</td> <td>か所</td> </tr> <tr> <td>欠損部補修 小規模 100×100以下</td> <td>か所</td> <td>か所</td> </tr> <tr> <td>欠損部補修</td> <td>m²</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>欠損部補修 巾100×30程度</td> <td>m</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	調査項目	設計改修内容	調査範囲	内 容	調査方法	外壁及び基礎改修	コンクリート・砂利・PC板 劣化部改修	外 壁 基礎	(1) ひび割れ(幅0.2mm以上)を調査して、ひび割れ(幅0.2≦W≦1.0mm)とひび割れ(幅1.0mm<W)に分けて各々の長さを調査面に表示する。 (2) コンクリート表面及び砂利・PC板のはがれ、剥落及び浮き部を調査面に表示する。 (調査・表示の区分は下記概数項目に準拠することとし、これにより難い場合は監督員と協議する。) (既存塗膜全面除去の場合は塗膜除去後に進行。)	目視 打診 カクカク-ル	区 分	設計数量(単位)	確定数量(単位)	鉄筋露出部補修	m	m	鉄筋露出部補修(暴露種)	か所	か所	ひび割れ補修 0.2≦W≦1.0mm	床	m	ひび割れ補修 0.2≦W≦1.0mm	壁	m	ひび割れ補修 1.0mm<W	床	m	ひび割れ補修 1.0mm<W	壁	m	浮き補修	床	m ²	浮き補修	壁	m ²	欠損部補修 一般 300×300以下	か所	か所	欠損部補修 小規模 100×100以下	か所	か所	欠損部補修	m ²	m ²							欠損部補修 巾100×30程度	m	m																			10	屋根	工事	<p>株式会社 今井設計 一級建築士事務所 知事登録(根) 第317号 一級建築士 第139087号 吉田 正 標準郡中樺津町東1条南3丁目 TEL (0153) 72-5500</p> <p>広尾丸山通3号宿舎202棟改修工事 特記仕様書(4) S=1: (A1) S=1: (A3) A O 4</p>
						建築物等の解体等の作業に関するお知らせ																																																																																																																																																																																				
当現場では、()労働基準監督署へ																																																																																																																																																																																										
労働安全衛生法第88条第4項(労働安全衛生規則第90条第5号の2)の規定による計画の届出																																																																																																																																																																																										
石綿障害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出																																																																																																																																																																																										
を行っております。																																																																																																																																																																																										
届出年月日平成 年 月 日	作業期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日																																																																																																																																																																																									
届出内容																																																																																																																																																																																										
(石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容)																																																																																																																																																																																										
石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要:																																																																																																																																																																																										
平成 年 月 日(表示日)																																																																																																																																																																																										
(氏名)を石綿作業主任者に選任しています。																																																																																																																																																																																										
石綿に係る特別教育を受講した者が作業を行っています。																																																																																																																																																																																										
受講した特別の教育: の実施した講習(平成 年 月受講) 連絡先:																																																																																																																																																																																										
また、北海道知事()へ																																																																																																																																																																																										
空気汚染防止法第18条第15項の規定による作業の届出を行っています。																																																																																																																																																																																										
届出年月日 平成 年 月 日	届出先																																																																																																																																																																																									
届出者住所	届出者氏名																																																																																																																																																																																									
建築物等の解体等の作業に関するお知らせ																																																																																																																																																																																										
石綿障害予防規則に基づき、当現場では適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策を行っております。																																																																																																																																																																																										
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容																																																																																																																																																																																										
作業期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日																																																																																																																																																																																										
石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要:																																																																																																																																																																																										
平成 年 月 日(表示日)																																																																																																																																																																																										
(氏名)を石綿作業主任者に選任しています。																																																																																																																																																																																										
石綿に係る特別教育を受講した者が作業を行っています。																																																																																																																																																																																										
受講した特別の教育: の実施した講習(平成 年 月受講) 連絡先:																																																																																																																																																																																										
建築物等の解体等の作業に関するお知らせ																																																																																																																																																																																										
石綿障害予防規則に基づく石綿の使用の有無の調査を行った結果、当現場では石綿を使用しておりません。																																																																																																																																																																																										
調査方法(調査年月日)	作業期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日																																																																																																																																																																																									
平成 年 月 日(表示日)																																																																																																																																																																																										
施工事業者名:																																																																																																																																																																																										
現場責任者氏名:																																																																																																																																																																																										
連絡先:																																																																																																																																																																																										
該当	保温材の種類	材料の類別及び品質	厚さ(mm)																																																																																																																																																																																							
<input type="radio"/>	ビーズ法 [®] 「スフレフォーム」	A種 <input type="radio"/> 特号 <input type="radio"/> 1号 <input type="radio"/> 2号 <input type="radio"/> 3号 <input type="radio"/> 4号																																																																																																																																																																																								
<input type="radio"/>	押出法 [®] 「スフレフォーム」	A種 <input type="radio"/> 1種(ウ、b) <input type="radio"/> 2種(ウ、b) <input type="radio"/> 3種(ウ、b)																																																																																																																																																																																								
<input type="radio"/>	硬質ウレタンフォーム	A種 <input type="radio"/> 1種(123)号 <input type="radio"/> 2種(1、2、3、4)号																																																																																																																																																																																								
<input type="radio"/>	「スフレフォーム」(F☆☆☆☆)	A種 <input type="radio"/> 1種(1、2)号 <input type="radio"/> 2種(1、2、3)号																																																																																																																																																																																								
施工部位	規格名称(規格番号)	厚さ(mm)																																																																																																																																																																																								
	* 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び銅板	<input type="radio"/> 0.4																																																																																																																																																																																								
	(JIS G 3322)	<input type="radio"/> 0.35																																																																																																																																																																																								
調査項目	設計改修内容	調査範囲	内 容	調査方法																																																																																																																																																																																						
外壁及び基礎改修	コンクリート・砂利・PC板 劣化部改修	外 壁 基礎	(1) ひび割れ(幅0.2mm以上)を調査して、ひび割れ(幅0.2≦W≦1.0mm)とひび割れ(幅1.0mm<W)に分けて各々の長さを調査面に表示する。 (2) コンクリート表面及び砂利・PC板のはがれ、剥落及び浮き部を調査面に表示する。 (調査・表示の区分は下記概数項目に準拠することとし、これにより難い場合は監督員と協議する。) (既存塗膜全面除去の場合は塗膜除去後に進行。)	目視 打診 カクカク-ル																																																																																																																																																																																						
区 分	設計数量(単位)	確定数量(単位)																																																																																																																																																																																								
鉄筋露出部補修	m	m																																																																																																																																																																																								
鉄筋露出部補修(暴露種)	か所	か所																																																																																																																																																																																								
ひび割れ補修 0.2≦W≦1.0mm	床	m																																																																																																																																																																																								
ひび割れ補修 0.2≦W≦1.0mm	壁	m																																																																																																																																																																																								
ひび割れ補修 1.0mm<W	床	m																																																																																																																																																																																								
ひび割れ補修 1.0mm<W	壁	m																																																																																																																																																																																								
浮き補修	床	m ²																																																																																																																																																																																								
浮き補修	壁	m ²																																																																																																																																																																																								
欠損部補修 一般 300×300以下	か所	か所																																																																																																																																																																																								
欠損部補修 小規模 100×100以下	か所	か所																																																																																																																																																																																								
欠損部補修	m ²	m ²																																																																																																																																																																																								
欠損部補修 巾100×30程度	m	m																																																																																																																																																																																								

改修工事概要	既設外部仕上表	改修外部仕上表	記号
<p>共用階段部分 宅配ボックス4戸用新設</p> <p>内部改修</p> <p>玄関：玄関ドア改修（リフォームドア）、既存壁仕上げ撤去の上 GB-Rt=9.5継目処理 ビニールクロス貼り、天井EP-G塗装</p> <p>ホール：既存床仕上げ撤去の上 天然木化粧複合フローリングt=12貼り、既存壁仕上げ・巾木・廻り縁撤去の上 GB-Rt=9.5継目処理 ビニールクロス貼り ビニル巾木H=60・塩ビ見切、天井EP-G塗り</p> <p>便所：床仕上げ撤去の上 KSt=1.8貼り、既存壁仕上げ・巾木・廻り縁撤去の上 GB-Rt=9.5継目処理 ビニールクロス貼り ビニル巾木H=60・塩ビ見切、天井EP-G塗り</p> <p>D室：既存床仕上げ撤去の上 天然木化粧複合フローリングt=12貼り、既存壁仕上げ・巾木・廻り縁撤去の上 GB-Rt=9.5継目処理 ビニールクロス貼り ビニル巾木H=60・塩ビ見切、天井EP-G塗り</p> <p>K室：既存床仕上げ撤去の上 天然木化粧複合フローリングt=12貼り、既存壁仕上げ・巾木・廻り縁撤去の上 GB-Rt=9.5継目処理 ビニールクロス貼り ビニル巾木H=60・塩ビ見切・一部 不燃化粧フレキt=6貼り、天井EP-G塗り 既存流し台L=1,050撤去、コンロ台L=600撤去、吊戸棚L=1,050撤去、換気扇撤去 ライニング新設H1,100、流し台L=1,200新設、コンロ台L=600新設、吊戸棚L=1,200新設、レンジフードL=600新設</p> <p>脱衣室：既存床仕上げ撤去の上 天然木化粧複合フローリングt=12貼り、既存壁仕上げ・巾木・廻り縁撤去の上 GB-Rt=9.5継目処理 ビニールクロス貼り ビニル巾木・塩ビ見切り、既存天井仕上げ撤去の上、GB-Dt=9.5新設 FF式灯油給湯器（壁掛け）新設、洗面化粧台W=600新設、洗濯排水金物新設、洗濯用混合栓新設</p> <p>物置：木組床下地新設の上 ラワン合板t=12下地 天然木化粧複合フローリングt=12貼り 階段室側免浴ウレタン吹付t=20の上 LGS50下地 GB-Rt=9.5継目処理 ビニールクロス貼り・ビニル巾木・塩ビ見切り、天井木下地新設の上 GB-Dt=9.5新設</p> <p>浴室：既存床モルタル撤去、脱衣室側ブロック壁（厚100）とこわし、天井仕上げ撤去 ユニットバス1014サイズ新設</p> <p>居室1：床タミ撤去の上 木下地 ラワン合板t=12下地 天然木化粧複合フローリングt=12貼り、既存壁ビニールクロス・巾木撤去の上 ビニールクロス貼り ビニル巾木H=60、天井ビニールクロス貼り</p> <p>居室2：床タミ撤去の上 木下地 ラワン合板t=12下地 天然木化粧複合フローリングt=12貼り、既存壁ビニールクロス・巾木撤去の上 ビニールクロス貼り ビニル巾木H=60、天井ビニールクロス貼り</p> <p>建具改修</p> <p>外部アルミサッシ 障子撤去の上 アルミ樹脂複合サッシ（カバー工法）新設 内部樹脂サッシ 既存のまま</p>	<p>基礎 基礎断熱（特殊モルタルt=10、断熱材t=40、接着モルタル、既存基礎）</p> <p>外壁 外壁断熱（特殊塗装、特殊モルタルt=10、断熱材t=40、接着モルタル、既存外壁） 共用階段部分外壁 リシン吹付</p> <p>軒天 リシン吹付</p> <p>屋根 カラー鉄板立平置きt=0.4 下地 アスファルトルーフィング22kg</p> <p>ポーチ コンクリート木ごて下地 モルタルほうき目仕上</p> <p>バルコニー コンクリート木ごて下地 防水モルタル金ごて仕上</p> <p>集合煙突 リシン吹付</p> <p>備考</p>	<p>基礎 既存のまま</p> <p>外壁 既存のまま</p> <p>軒天 既存のまま</p> <p>屋根 既存のまま</p> <p>ポーチ 既存のまま</p> <p>バルコニー 既存のまま</p> <p>集合煙突 既存のまま</p> <p>備考 浴室開口塞ぎ アルミ複合版t=6板新設</p>	<p>FS 複層ビニル床シート</p> <p>FT 複層ビニル床タイル</p> <p>HS 免浴複層ビニル床シート</p> <p>KS クッションフロー</p> <p>GB-R セッコボード</p> <p>GB-S シーリング石こうボード</p> <p>GB-NC 不燃積層セッコボード</p> <p>GB-NC(T) 不燃積層セッコボード（トラバーチン模様）</p> <p>GB-P 吸音用穴あき石こうボード</p> <p>GB-D(T) 化粧セッコボード（トラバーチン模様）</p> <p>GB-D(W) 化粧セッコボード（木目模様）</p> <p>DR(T) ロックウール化粧吸音板（普通） 下張りはGB-NCt=9.5とする</p> <p>DR(凹凸) ロックウール化粧吸音板（立体模様） 下張りはGB-NCt=9.5とする</p> <p>F フレキシブル板</p> <p>化粧F 化粧フレキシブル板</p> <p>FK けい酸カルシウム板</p> <p>FK-P 吸音用穴あきけい酸カルシウム板</p> <p>化粧FK 化粧けい酸カルシウム板</p> <p>PF 押出法ポリスチレンフォーム保温板</p> <p>GW-B グラスウール吸音ボード</p> <p>SOP 合成樹脂顔合ペイント塗り</p> <p>EP 合成樹脂エマルジョンペイント塗り</p> <p>EP-G つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り</p> <p>EP-T 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り</p> <p>DP() 耐水性塗料塗り（上塗り等級または種別）</p> <p>NAD アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り</p> <p>CL クリヤラッカー塗り</p> <p>UC ウレタン樹脂ウニス塗り</p> <p>OS オイルステイン塗り</p> <p>WP 木材保護塗料塗り</p> <p>表記のないボード記号については、「19内装工事 11セッコボード、その他のボード及び合板張り」による。</p>
<p>凡例</p> <p>は、みなしアスベスト含有建材とする。</p>			

内部改修仕上表																																					
階	室名	種別	床		巾木		壁		天井		見切	天井高 (最上階天井高)	備考	化学物質 濃度 測定	階	室名	種別	床		巾木		壁		天井		見切	天井高 (最上階天井高)	備考	化学物質 濃度 測定								
			下地	上	下地	上	下地	上	下地	上								下地	上	下地	上	下地	上	下地	上												
共通	階段室	改修前	C	モルタル金ごて仕上	モルタル	C	腰・モルタル金ごて仕上 V P 壁・モルタル剛毛引き E P-II	C	モルタル剛毛引き C ドリゾールt=30打込み（最上階のみ）	----	----	室名札 スチール製ノンスリップ			便所	改修前	W	KSt=1.8 下地板t=12	ラワン	W	プリント合板t=4	W	化粧石こうボードt=9(ジブトーン)	ラワン	2.370												
		改修後	C	既存のまま	既存のまま	C	既存のまま	C	既存のまま	----	----	宅配ボックス新設				改修後	W	既存床KS仕上撤去の上 KSt=1.8貼り	木製巾木撤去 ビニル幅木H=60	W	既存壁合板撤去の上(下地再利用) GB-Rt=9.5継目処理 ビニールクロス貼り(普及品)	W	下地処理の上 EP-G塗装	木製廻り縁撤去 塩ビ見切	既存のまま												
	玄関	改修前	C	防水モルタル金ごて仕上	防水モルタル	W	プリント合板t=4	W	化粧石こうボードt=9(ジブトーン)	ラワン	2.475 (2.575)				洗面所	改修前	W	化粧フロアt=12 下地板t=12	ラワン	W	石綿化粧板t=9	W	化粧石こうボードt=9(ジブトーン)	青木	2.370												
		改修後	C	既存のまま	既存のまま	W	既存壁合板撤去の上(下地再利用) GB-Rt=9.5継目処理 ビニールクロス貼り(普及品)	W	下地処理の上 EP-G塗装	木製廻り縁撤去 塩ビ見切	既存のまま	玄関ドア改修				改修後	W	既存床仕上げ撤去の上 天然木化粧複合フローリングボードt=12	木製巾木撤去 ビニル幅木H=60	W	既存壁仕上げ撤去の上(下地再利用) GB-Rt=9.5継目処理 ビニールクロス貼り(普及品)	LSG	浴室開口部廻り改修部分GB-Rt=9.5貼り ビニールクロス貼り(普及品)	W	既存天井仕上げ撤去の上 GB-Dt=9.5新設	木製廻り縁撤去 塩ビ見切	既存のまま										
	ホール	改修前	W	化粧フロアt=12 下地板t=12	ラワン	W	プリント合板t=4	W	化粧石こうボードt=9(ジブトーン)	ラワン	2.370				物置	改修前	C	コンクリート面均し	----	W	コンクリート表し	W	コンクリート表し	----	----												
		改修後	W	既存床仕上げ撤去の上 天然木化粧複合フローリングボードt=12	木製巾木撤去 ビニル幅木H=60	W	既存壁合板撤去の上(下地再利用) GB-Rt=9.5継目処理 ビニールクロス貼り(普及品)	W	下地処理の上 EP-G塗装	木製廻り縁撤去 塩ビ見切	既存のまま					改修後	W	木組床下地 ラワン合板t=12下地 天然木化粧複合フローリングボードt=12	ビニル幅木H=60	LSG	GB-Rt=9.5貼り ビニールクロス貼り(普及品)	W	木下地新設の上GB-Dt=9.5新設	塩ビ見切	2.370												
	D室	改修前	W	化粧フロアt=12 下地板t=12	ラワン	W	プリント合板t=4	W	化粧石こうボードt=9(ジブトーン)	ラワン	2.370				浴室	改修前	C	防水モルタルコテ(水勾配) 玉石タイル(周囲モザイクタイル貼り)	防水モルタル	C	モルタル金ゴテ仕上t=20 アスファルト防水立上りH=400	W	フレキシブルボードt=4	----	----												
		改修後	W	既存床仕上げ撤去の上 天然木化粧複合フローリングボードt=12	木製巾木撤去 ビニル幅木H=60	W	既存壁合板撤去の上(下地再利用) GB-Rt=9.5継目処理 ビニールクロス貼り(普及品)	W	下地処理の上 EP-G塗装	木製廻り縁撤去 塩ビ見切	既存のまま					改修後	C	ユニットバス新設1014型	----	C	----	W	既存天井仕上げ撤去の上 2階天井は残置	----	----												
	K室	改修前	W	化粧フロアt=12 下地板t=12	ラワン	W	石綿化粧板t=9	W	化粧石こうボードt=9(ジブトーン)	ラワン	2.370	流し台b型W1,000撤去 コンロ台W700撤去			押入	改修前	W	ラワン合板t=5.5	雑巾摺	W	石こうボードt=9	W	石こうボードt=9	木製見切	居1: 2.350 居2: 2.350												
		改修後	W	既存床仕上げ撤去の上 天然木化粧複合フローリングボードt=12	木製巾木撤去 ビニル幅木H=60	W	既存壁合板撤去の上(下地再利用) GB-Rt=9.5継目処理 ビニールクロス貼り(普及品) 一部不燃化粧ケイカル板t=6貼り	W	下地処理の上 EP-G塗装	既存のまま	既存のまま	流し台W1,200新設 コンロ台W600新設 ライニングW120新設				改修後	W	既存のまま	既存のまま	W	既存のまま	W	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま										
	居室1	改修前	W	タタミ 下地板t=12	タタミ寄せ	W	プリント石こうボードt=9 ビニールクロス貼り	W	化粧石こうボードt=9(杉板)	青木	2.350				居室1	改修前																					
		改修後	W	タタミ撤去の上 木組床下地 ラワン合板t=12下地 天然木化粧複合フローリングボードt=12	タタミ寄せ撤去 ビニル幅木H=60	W	ビニールクロス撤去の上 ビニールクロス貼り(普及品)	W	下地処理の上 ビニールクロス貼り	既存のまま	既存のまま					改修後																					
居室2	改修前	W	タタミ 下地板t=12	タタミ寄せ	W	プリント石こうボードt=9 ビニールクロス貼り	W	化粧石こうボードt=9(杉板)	青木	2.350				居室2	改修前																						
	改修後	W	タタミ撤去の上 木組床下地 ラワン合板t=12下地 天然木化粧複合フローリングボードt=12	タタミ寄せ撤去 ビニル幅木H=60	W	ビニールクロス撤去の上 ビニールクロス貼り(普及品)	W	下地処理の上 ビニールクロス貼り	既存のまま	既存のまま					改修後																						
凡例	改修前													改修後																							

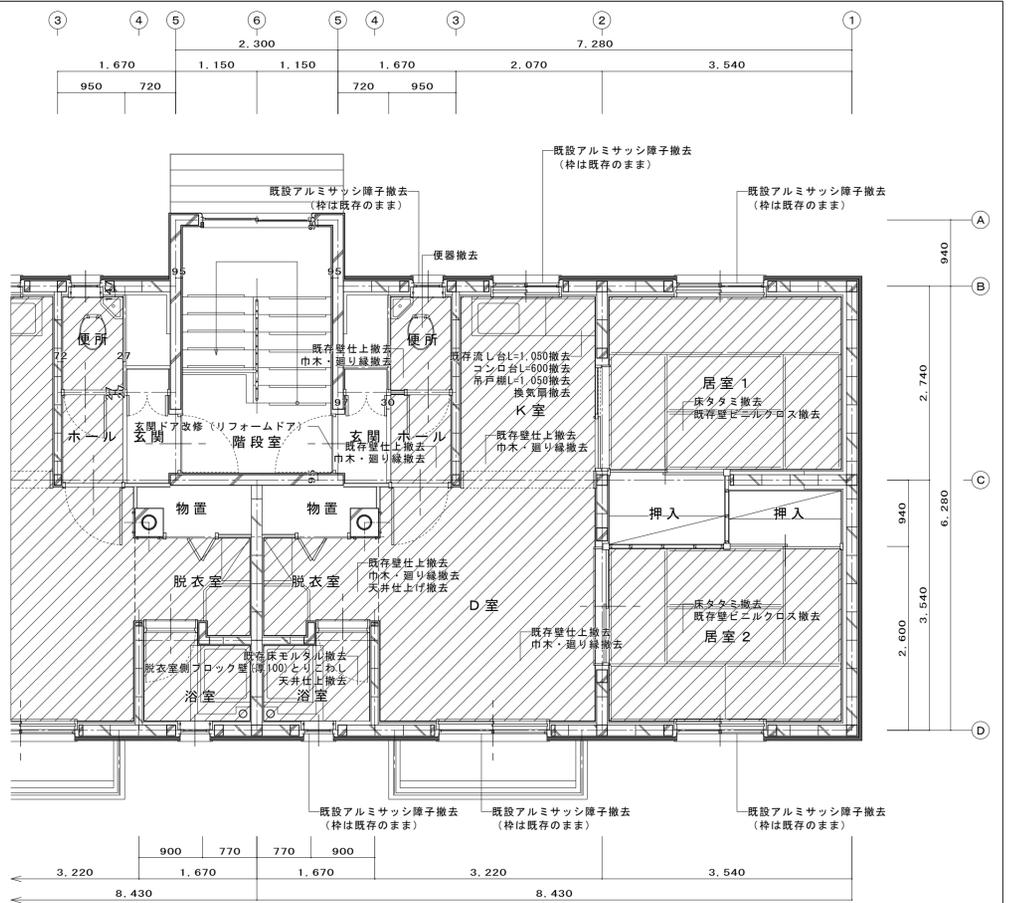
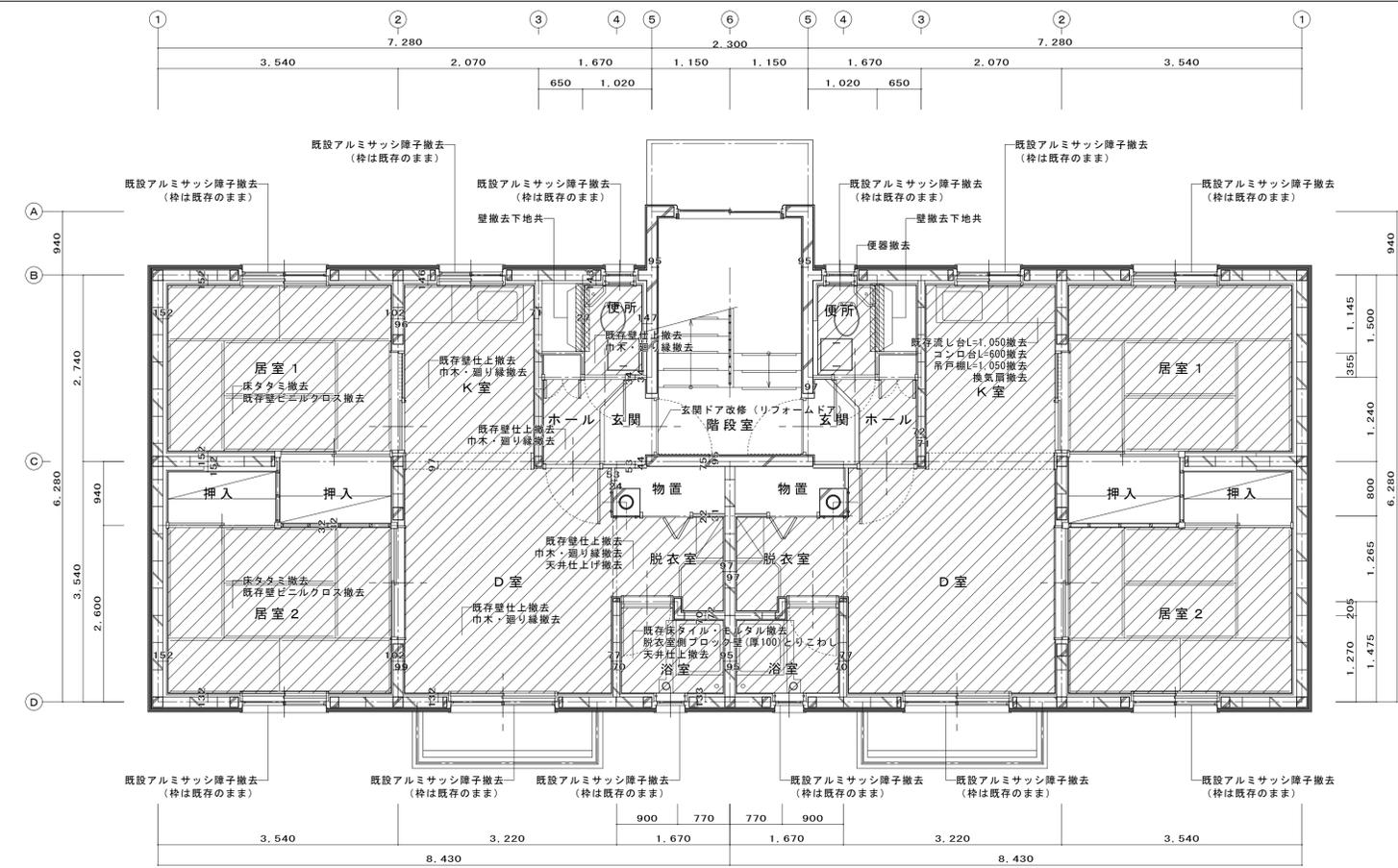


凡例

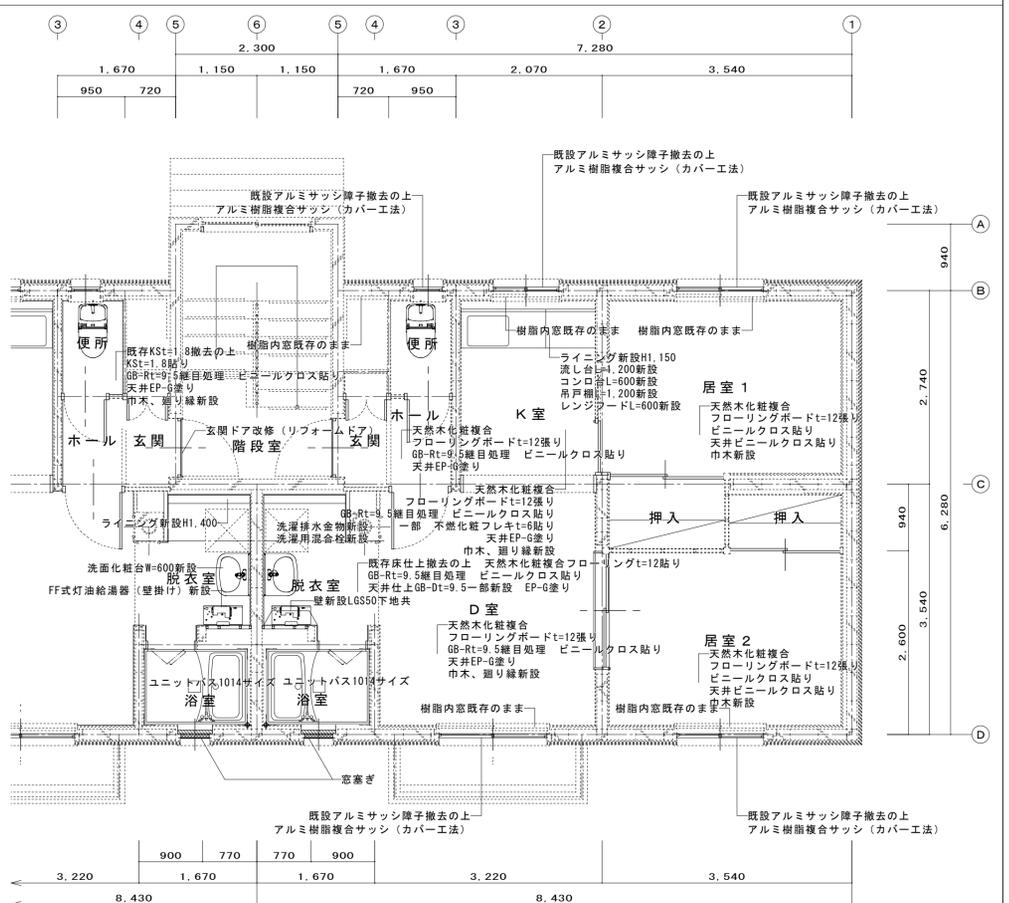
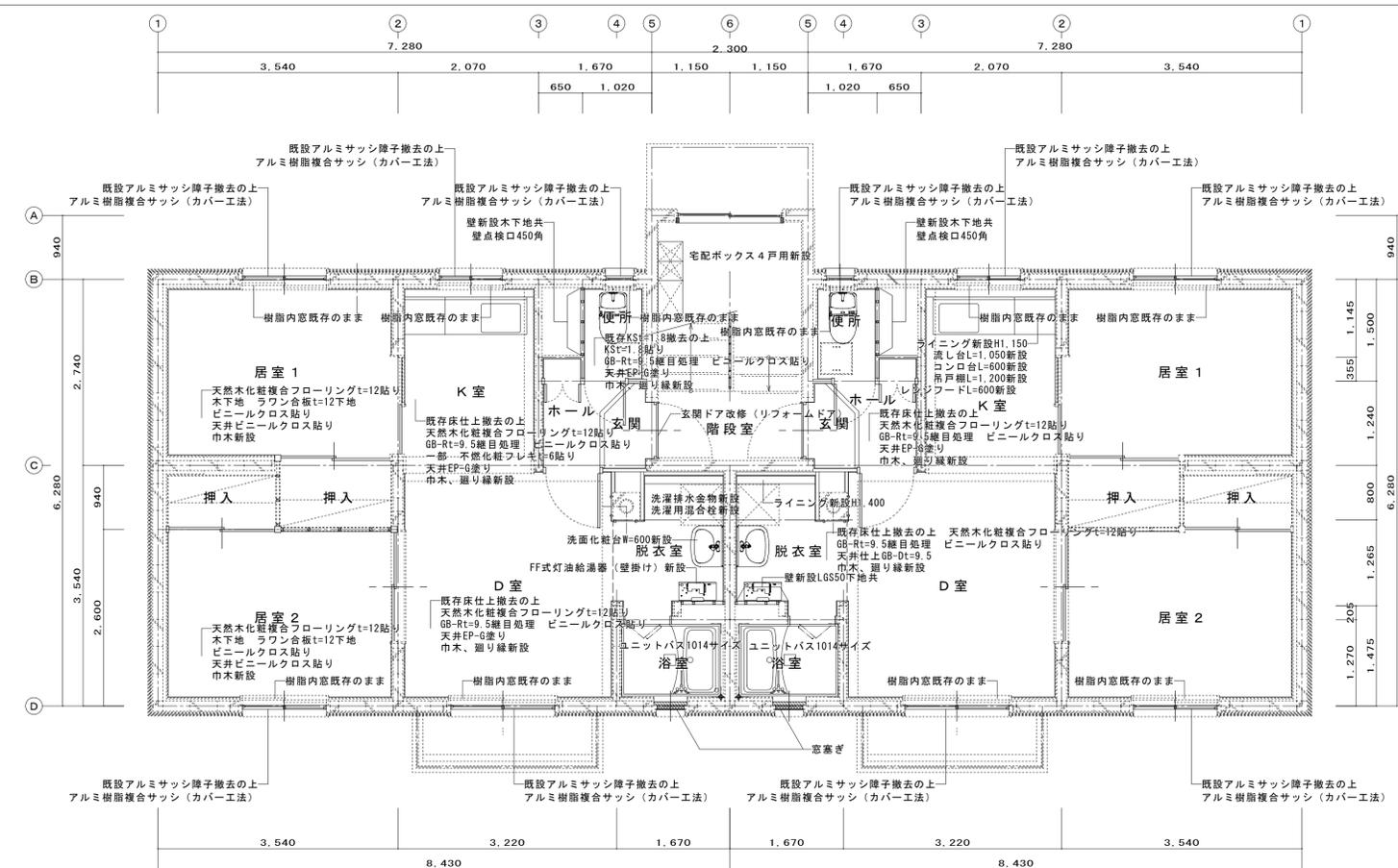
株式会社 今井設計
 一級建築士事務所 知事登録 (根) 第317号
 一級建築士 第139087号 吉田 正
 標準郡中標準町東1条南3丁目 TEL (0153) 72-5500

広尾丸山通3号宿舍202棟改修工事
 改修後1階・2階平面図 S=1:100(A1)
 屋根伏図・立面図・断面図 S=1:200(A3)

A
O B



凡例
 改修部分
 改修前1階平面詳細図 S=1:50

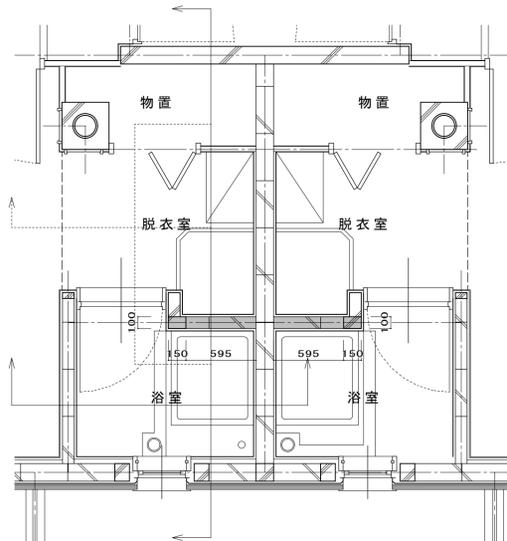


改修後1階平面詳細図 S=1:50

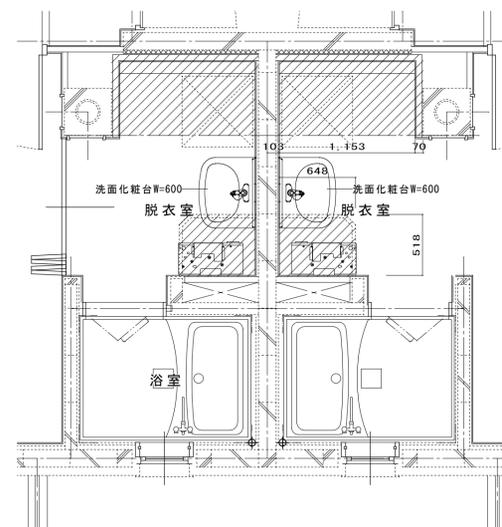
凡例

株式会社 今井設計
 一級建築士事務所 知事登録 (根) 第317号
 一級建築士 第139087号 吉田 正
 標準部中標準町東1条南3丁目 TEL (0153) 72-5500

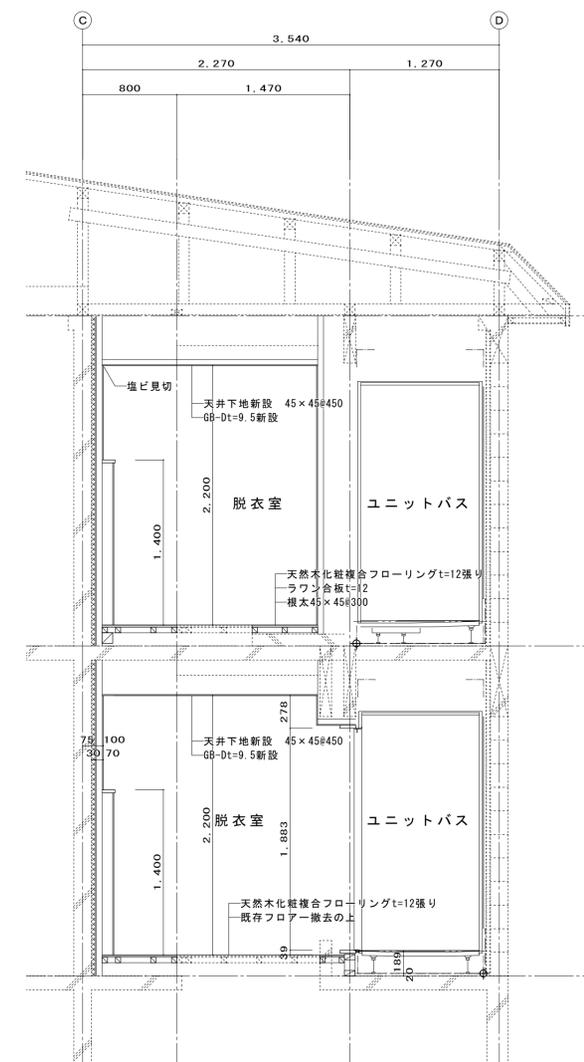
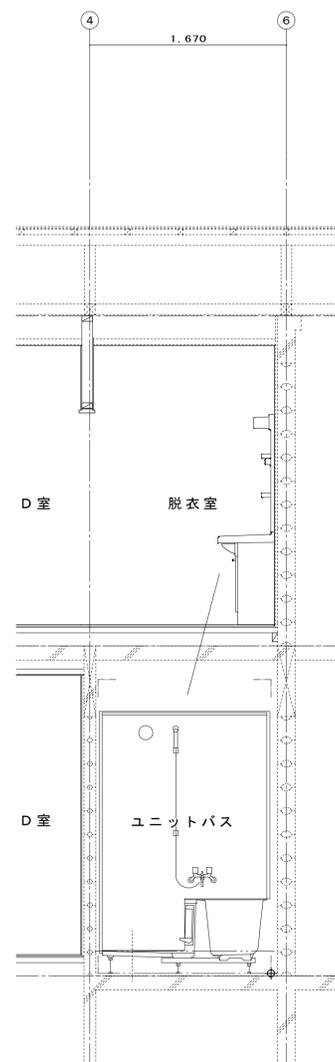
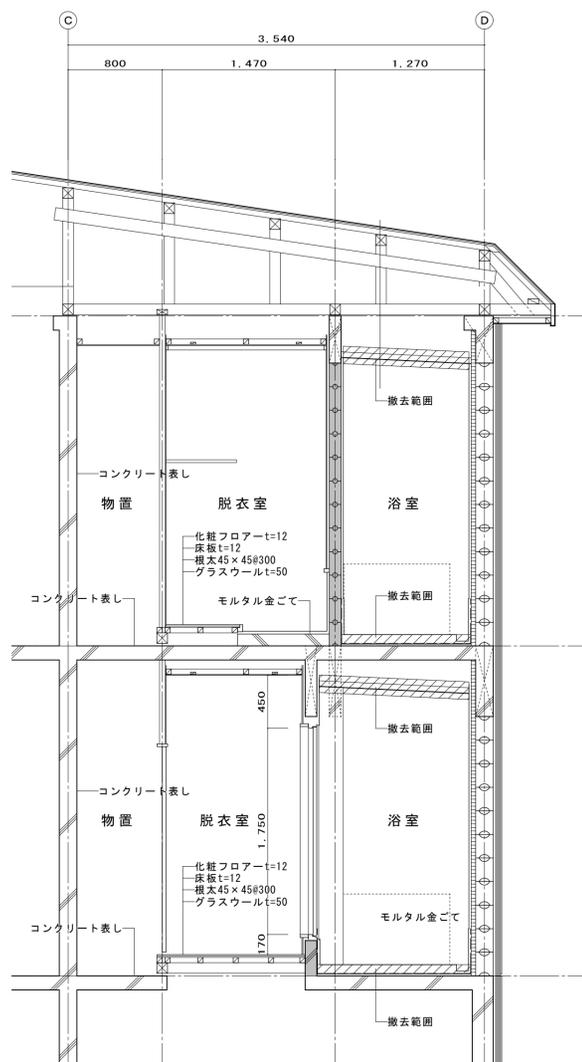
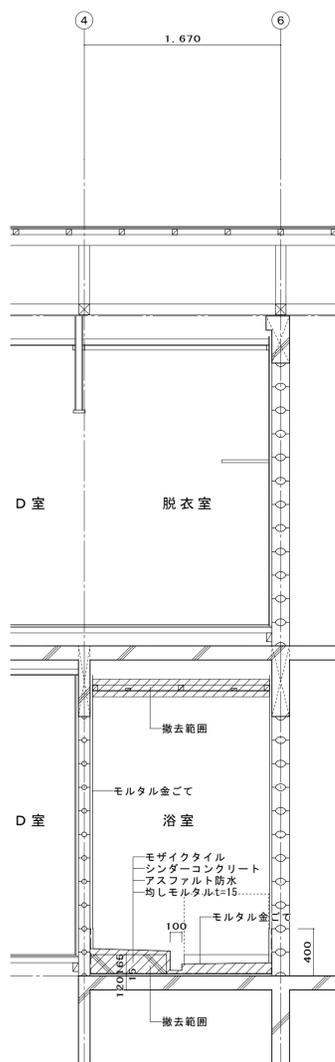
広尾丸山通3号宿舎202棟改修工事
 b型宿舎改修前後平面詳細図
 S=1:50 (A1)
 S=1:100 (A3)



凡例
 コンクリート及びコンクリートブロック撤去部

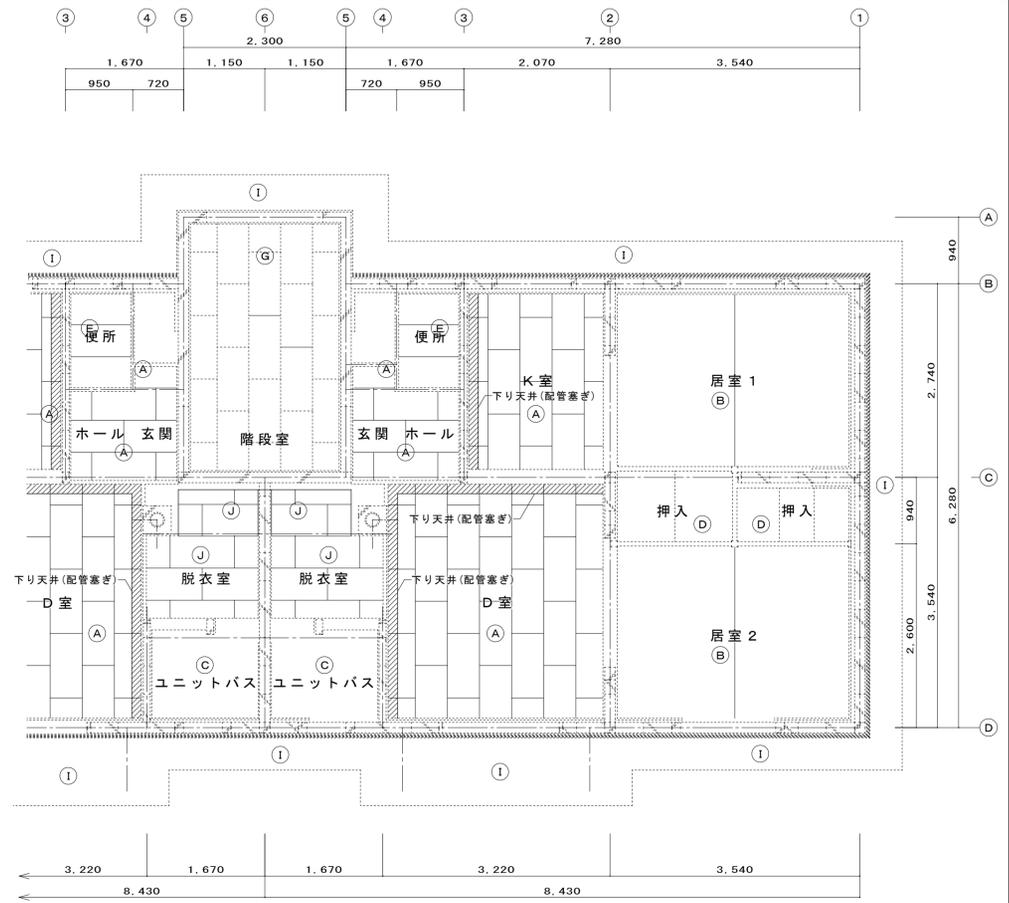
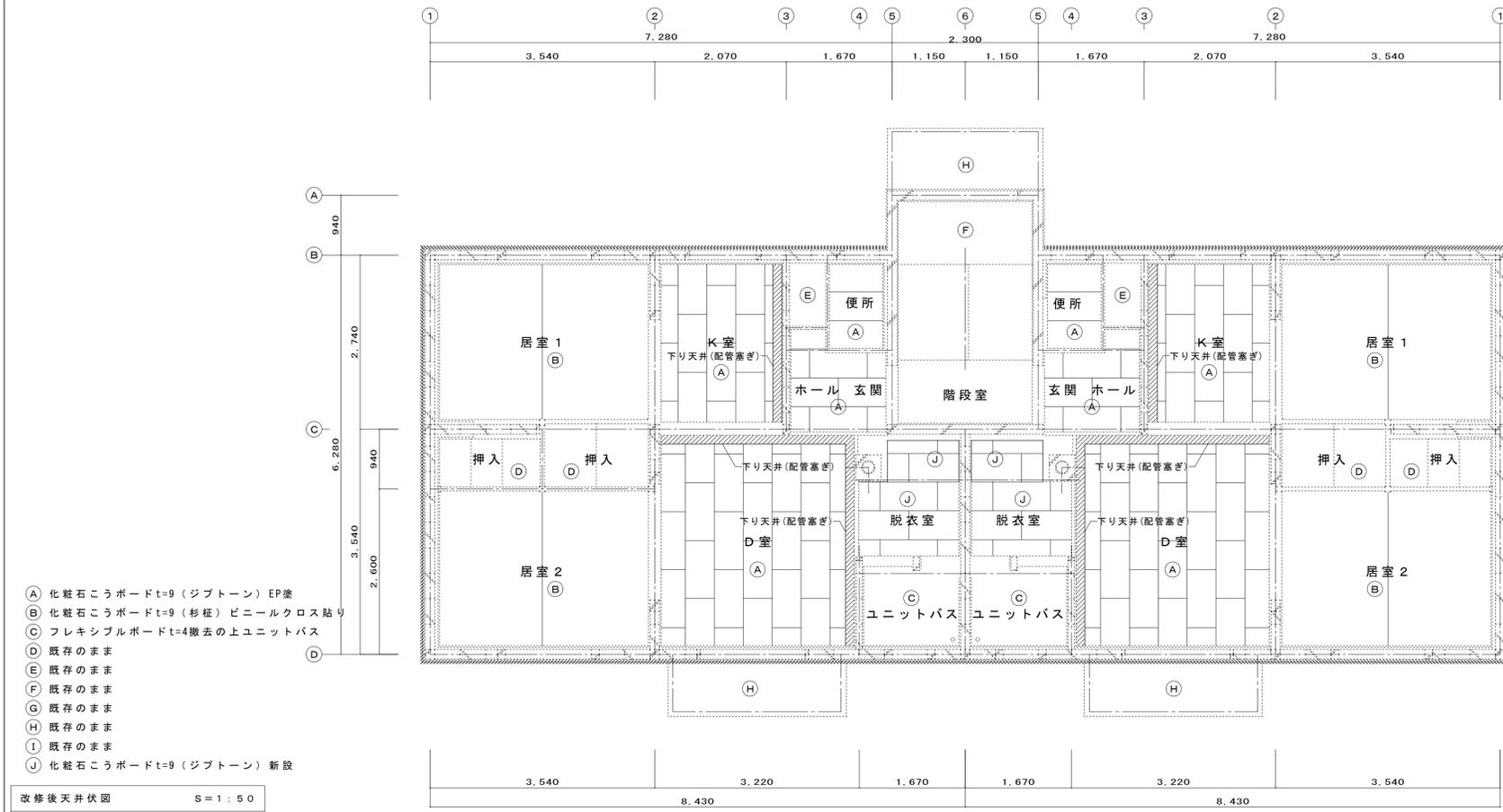
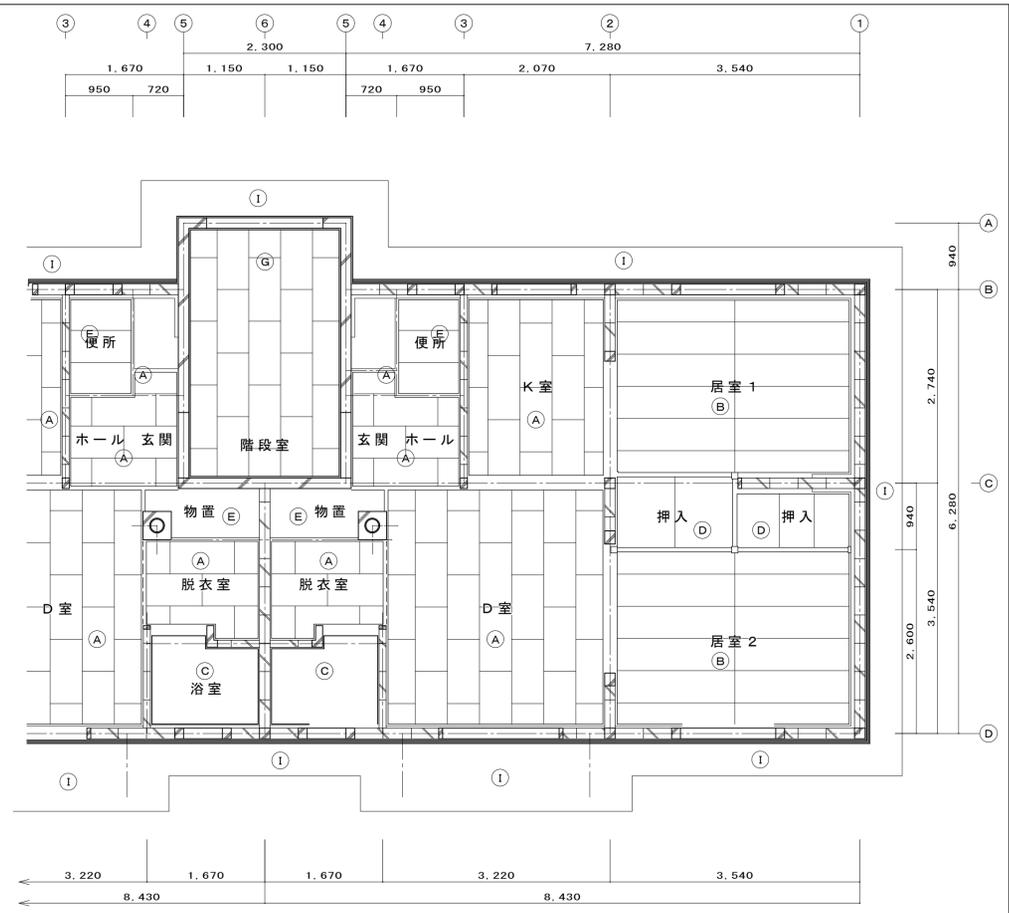
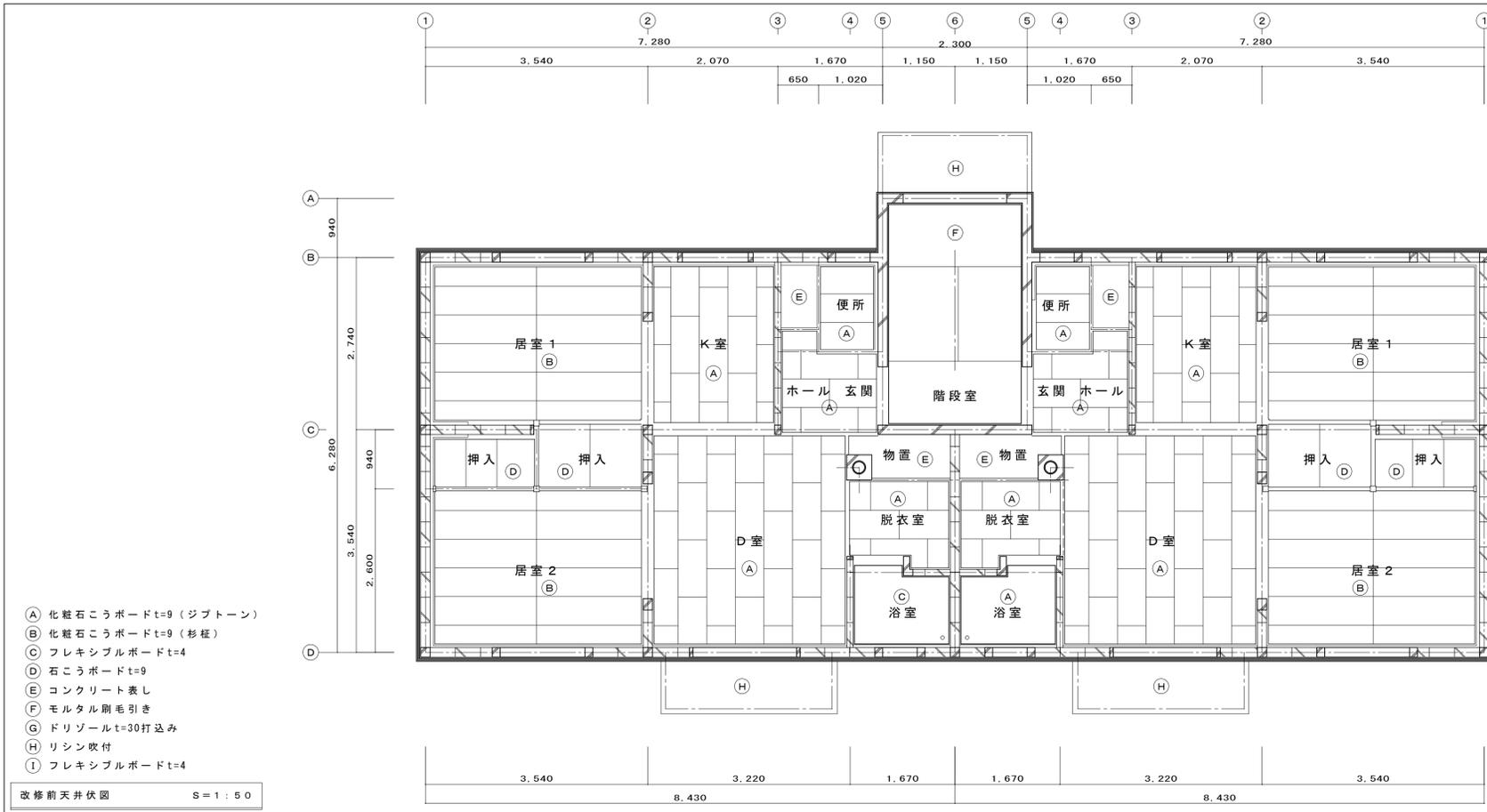


凡例
 ころばし床組 (根太45×45@300) 新設部分



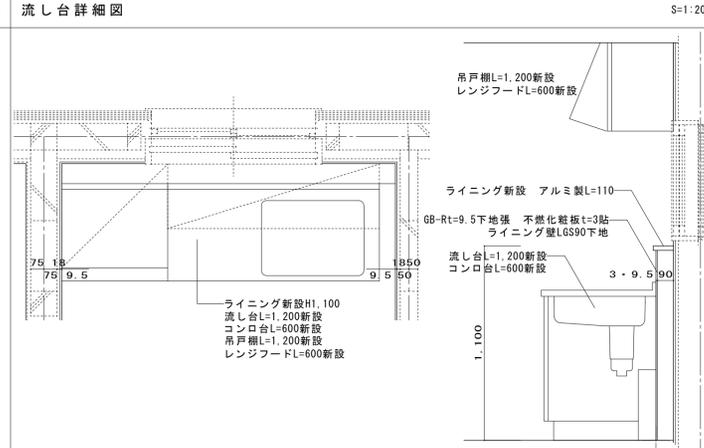
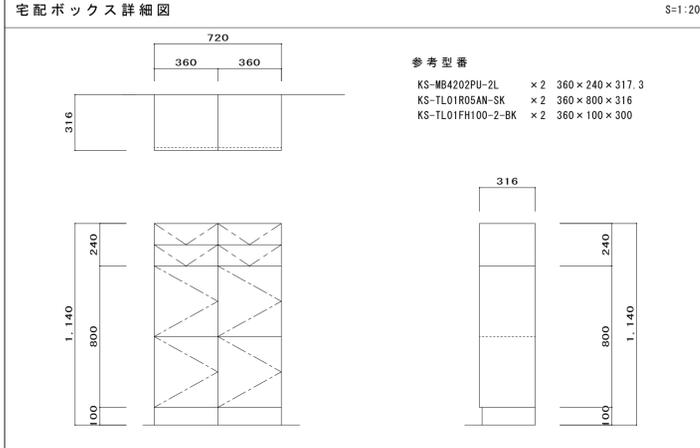
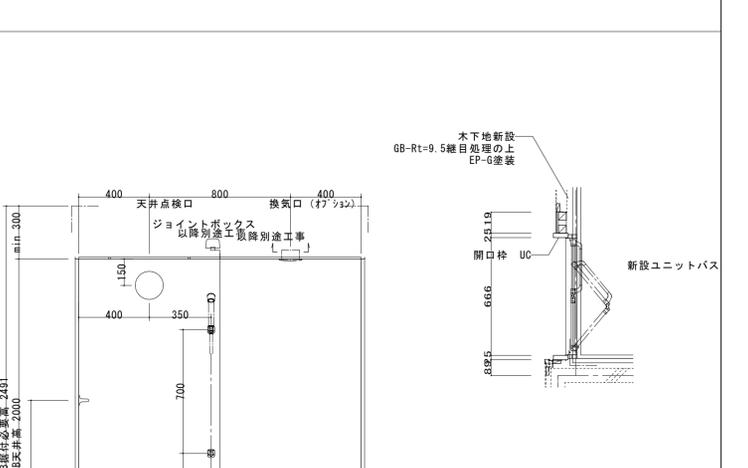
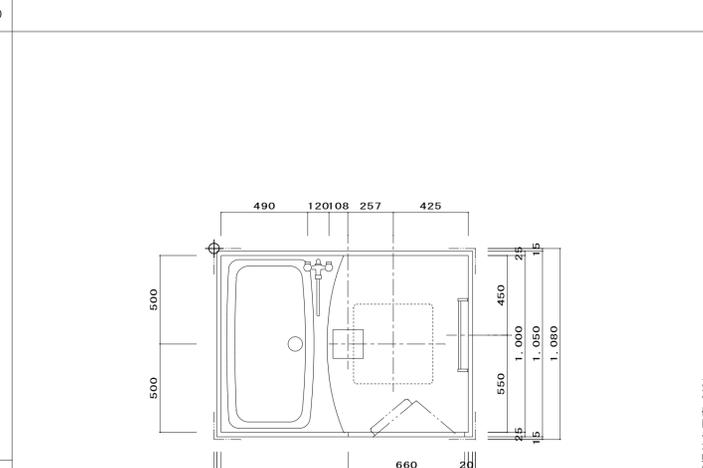
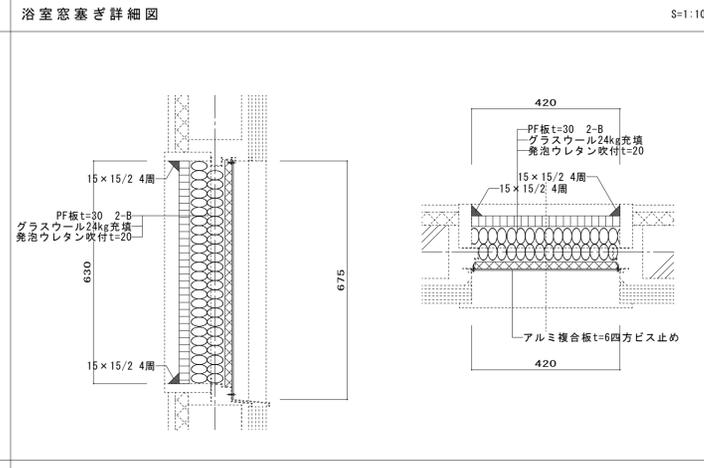
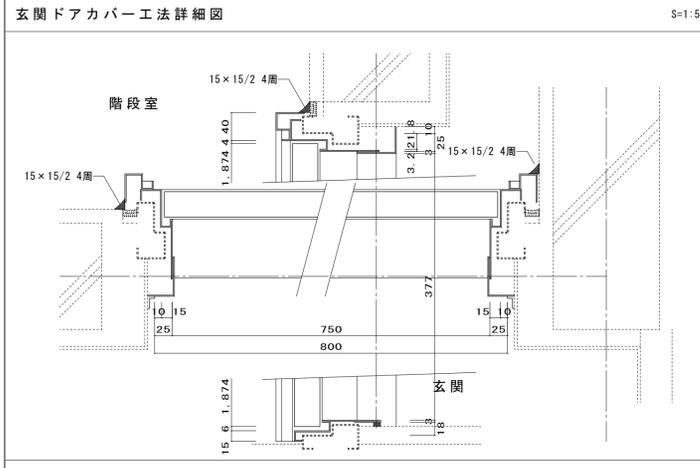
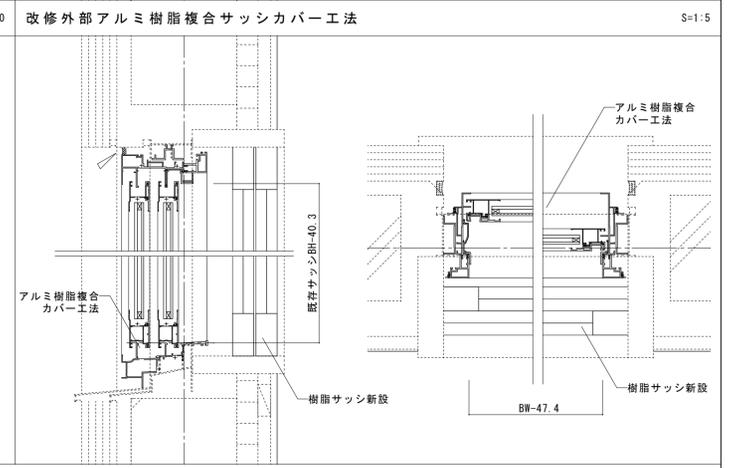
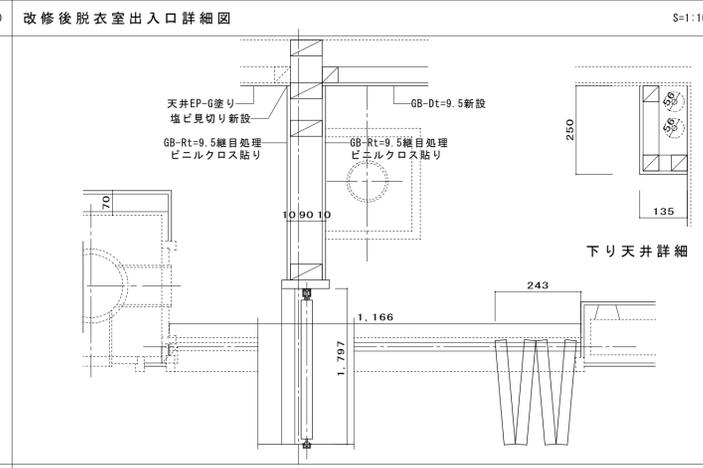
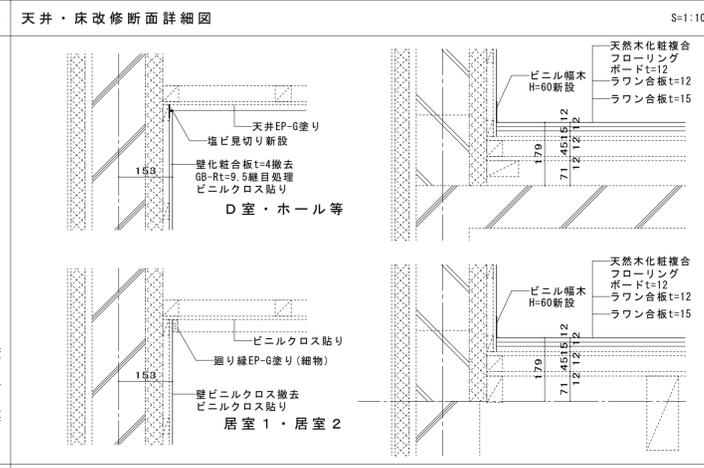
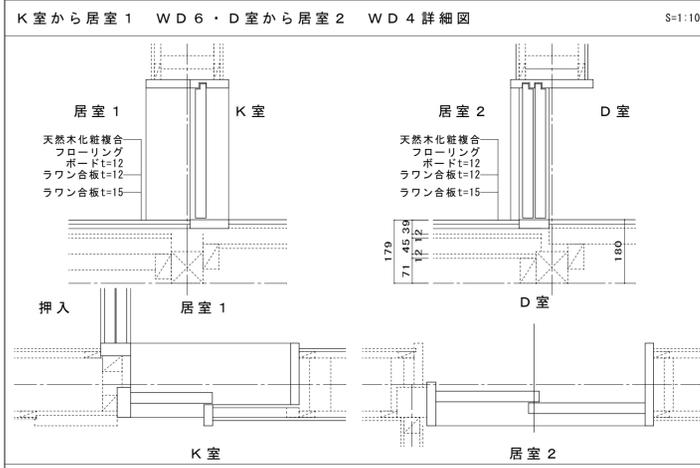
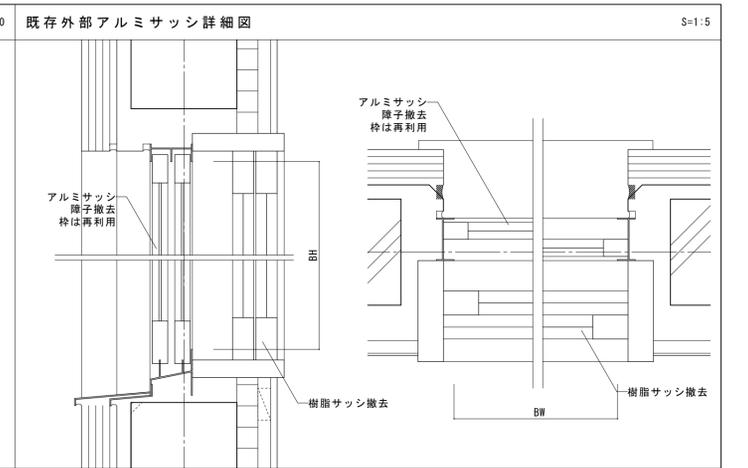
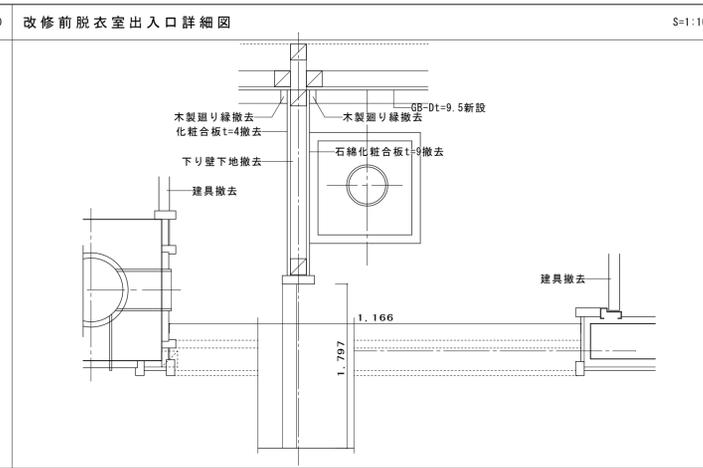
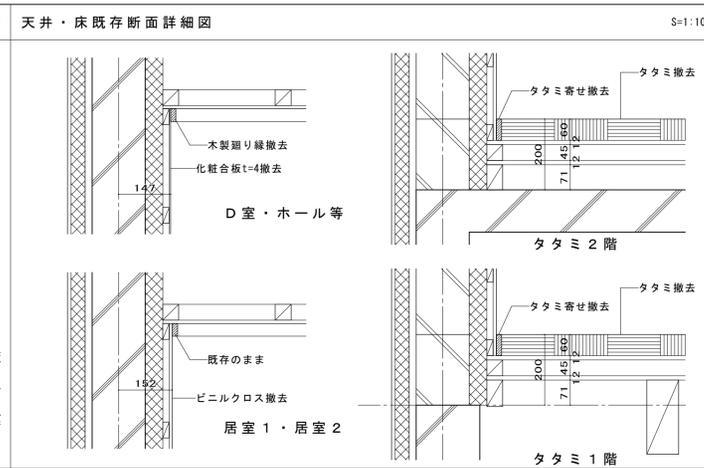
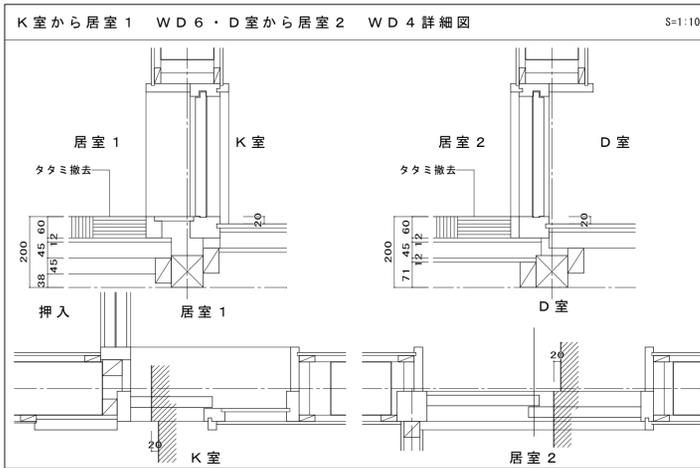
凡例

建具符号	①SD 鋼製片開き両面フラッシュ戸	②SD 鋼製片開き両面フラッシュ戸 (枠カバー工法)	①AD アルミ引き違い戸	②AD アルミ製片開き扉戸						
使用箇所	玄関	玄関	階段室	浴室						
材料仕上	スチール製OP	表面材 ポリエステル系カラー鋼板 芯材 D4仕様ペーパーハニカム	アルミ製	アルミ製						
硝子			PW-6.8	F-4						
付属金物	撤去 (原のみ枠再利用)	アルミ製カバー枠、ステンレス番番、レバーハンドル錠、DS T番、ポスト受口、ドアアイ、付属金物一式	既存のまま	撤去						
建具符号	①①WD 木製片開き両面フラッシュ戸	①②WD 木製片開き両面フラッシュ戸	①③WD 木製2枚組折戸	①④WD 木製引違いフラッシュ戸	①⑤WD 木製引違いフラッシュ戸	①⑥WD 木製片引きフラッシュ戸	①⑦WD 木製引違いフラッシュ戸	①⑧WD 木製両開き片面フラッシュ戸		
使用箇所	D室	便所	脱衣室	居室2	居室2 (押入)	居室1	居室1 (押入)	ホール		
材料仕上	芯材ペーパーハニカム ラミネートシート 既製品特注	芯材ペーパーハニカム ラミネートシート 既製品特注	フレーム：アルミ押出し形材 パネル：ポリオレフィンシート張りMDFt=5.5	芯材ペーパーハニカム ラミネートシート 既製品特注	芯材ペーパーハニカム ラミネートシート 既製品特注	芯材ペーパーハニカム ラミネートシート 既製品特注	芯材ペーパーハニカム ラミネートシート 既製品特注	ポリ合板下地 ラミネートシート張り		
硝子										
付属金物	調整蝶番、レバーハンドル、空錠、付属金物一式	調整蝶番、レバーハンドル、表示錠、ガラリ、付属金物一式	上レール、上ライナー、取手、蝶番、下レール (埋込) 下レールガイド、付属金物一式	引手、埋設レール、付属金物一式	引手、埋設レール、付属金物一式	引手、埋設レール、付属金物一式	引手、埋設レール、付属金物一式	表具改修		
建具符号	①①APW アルミ樹脂複合引違い窓	①②APW アルミ樹脂複合引違い窓	①③APW アルミ樹脂複合引違い窓	①④APW アルミ樹脂複合すり出し窓	①⑤AW アルミ製引違い窓					
使用箇所	D室	居室1・2・3	K室	便所	階段室					
材料仕上	アルミ樹脂複合	アルミ樹脂複合	アルミ樹脂複合	アルミ樹脂複合	アルミ製					
硝子	FL4-G12-FL3 (Low-e)	FL4-G12-FL3 (Low-e)	FL4-G12-FL3 (Low-e)	FL4-G12-FL3 (Low-e)	FL-3					
付属金物	アルミ内付用カバー工法枠、クレセント錠、網戸 付属金物一式	アルミ内付用カバー工法枠、クレセント錠、網戸 付属金物一式	アルミ内付用カバー工法枠、クレセント錠、網戸 付属金物一式	アルミ内付用カバー工法枠、クレセント錠、網戸 付属金物一式	既存のまま					
建具符号	①①PW 樹脂製引違い窓	①②PW 樹脂製引違い窓	①③PW 樹脂製引違い窓	①④PW 樹脂製片開き窓						
使用箇所	D室	居室1・2・3	K室	浴室・便所						
材料仕上	硬質樹脂	硬質樹脂	硬質樹脂	硬質樹脂						
硝子	F-4・FL-3	F-4	F-4	F-4						
付属金物	既存のまま	既存のまま	既存のまま	浴室のみ撤去						
材種	種別		塗装		ガラス					
符号	種別	種別	符号	種別	符号	種別	符号	種別		
S	W 木板	OD オーバーヘッドドア	OP	水性顔料ペイント	CL	クリアラッカー	PW	網入りガラス		
ST	ステンレス	G ガラリ	AEP	アクリル樹脂エナメル	UP	ウレタン樹脂ワニス	FW	網入強化		
A	アルミニウム	D ドア	SOP	合成樹脂顔料ペイント	FP	フタル酸樹脂エナメル	S	スリッパ (両性熱膨張反射膜)		
P	樹脂製	S シャッター	VP	塩化ビニール 樹脂エナメル	OS	オイルステイン				
凡例										
								株式会社 今井設計 一級建築士事務所 知事登録 (根) 第317号 一級建築士 第139087号 吉田 正 標準郡中横津町東1条南3丁目 TEL (0153) 72-5500	広尾丸山通3号宿舎202棟改修工事 改修後建具表 S=1:50 (A1) S=1:100 (A3)	A 14



- Ⓐ 化粧石こうボードt=9 (ジブトーン)
- Ⓑ 化粧石こうボードt=9 (杉板)
- Ⓒ フレキシブルボードt=4
- Ⓓ 石こうボードt=9
- Ⓔ コンクリート表し
- Ⓕ モルタル刷毛引き
- Ⓖ ドリゾールt=30打込み
- Ⓗ リシン吹付
- Ⓘ フレキシブルボードt=4

- Ⓐ 化粧石こうボードt=9 (ジブトーン) EP塗
- Ⓑ 化粧石こうボードt=9 (杉板) ビニールクロス貼り
- Ⓒ フレキシブルボードt=4撤去の上ユニットバス
- Ⓓ 既存のまま
- Ⓔ 既存のまま
- Ⓕ 既存のまま
- Ⓖ 既存のまま
- Ⓗ 既存のまま
- Ⓘ 既存のまま
- Ⓝ 化粧石こうボードt=9 (ジブトーン) 新設



部位/項目	仕様(寸法単位:mm)	備考(色納・品質等)	部位/項目	仕様(寸法単位:mm)	備考(色納・品質等)
壁付必要寸法	1000H+1400W+249H		照明	スリム照明(筒型)LEDランプ1灯	
内寸法	1000H+1400W+2000H			VVFケーブル2x2.3.0m(延長ケーブル1.5m含めて)付	
扉	FRP 黒色 ミゼイクワターン		タオル掛	アルミパイプ 400L	
壁	レバネル(マット)		ブラケット	樹脂製	
天井	化粧鋼板複合パネル	ホワイト	換気口	別途(オプションにて準備)	
ドア	折り戸 アルミアルマイト処理	ホワイト	トラップ	ABS樹脂製 封水50mm	
浴槽	FRP浴槽、ゴム栓		給水管	別途(アダプターをオプションにて準備)	
水栓器具	兼用ツーンハンドルデッキ水栓		給湯管	別途(アダプターをオプションにて準備)	
			雑排水管	塩ビ管 VP50	

広尾丸山通3号宿舎202棟改修工事（電気設備）特記仕様書

I 工事概要

1. 工事場所 広尾丸山通3号宿舎：北海道広尾郡広尾町丸山通南2丁目6番

Table with 6 columns: 建物名称, 構造, 階数, 建築基準法による延べ面積(m^2), 消防法施行令別表第一の区分, 備考. Row 1: 広尾丸山通3号宿舎 (b型4戸), 補強CB造, 2階建, 216.08, (5)項口, 改修.

3. 工事種目 (O印の付いたものを対象工事種目とする。)

Table with 2 main columns: 建物別及び層外, 工事種別. Includes rows for 電気設備 (O), 動力設備, 電熱設備, 雷保護設備, 受変電設備, 電力貯蔵設備, 発電設備, 構内情報通信設備, etc.

4. 指定部分 ※ 無
・有 下記の部分については令和 年 月 日までに行うこととする。
(対象部分:)

II 工事仕様

- 1. 共通仕様
1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて次による。
国土交通省大臣官庁官庁官庁官庁 制定の
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版）（以下、「標準仕様書」という。）
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）
国土交通省大臣官庁官庁官庁官庁官庁官庁 制定の
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版）（以下、「標準仕様書」という。）
2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの 仕様書を採用 特記する。
2. 特記仕様
1) 項目は、番号にO印の付いたものを適用する。
2) 特記事項のうち選択する事項は、O印の付いたものを適用する。
なお、O印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

Table with 2 columns: 項目, 特記事項. Row 1: 適用区分, 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。風速 (V0 = m/s), 地表面粗度区分, 積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区分 別表 ()

- 2. 機材等
(1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能のほか、通常有すべき品質及び性能を有するもの又は同等のものとす。ただし同等のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
(2) 下表に示す機材等の製造業者等は、次の1) から6) までの事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。
1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
3) 安定的な供給が可能であること。
4) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。

3. 施工区分

4. 天井仕上げ区分

5. 環境への配慮

6. 耐震措置

7. 特定建設資材の処理

Table with 3 columns for material types: 「機材等」

図面に特記なき場合、表-1「施工区分表」による。

室名に () を付けたものは、天井のない部屋（スラブ天井）を示し、その他は二重天井を示す。

- (1) 「国等による環境物品等の調達推進に関する法律」に基づく特定調達物品等に関する判断の基準は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年2月閣議決定）」による。
(2) 建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有するとともに、次の1) から4) を満たすものとする。

- 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、繊維材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びステレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
3) 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
4) 1) の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びステレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
(3) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の1) 又は2) に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の3) 又は4) に該当する材料を指す。
1) 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
2) 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により、国土交通大臣の認定を受けた材料
3) 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
4) 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により、国土交通大臣の認定を受けた材料

耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、 すべて「建築設備耐震設計・施工指針2005年版（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）」による。

- (1) 設計用水平地震力
機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあつては有効質量）に、地域係数（=1.0とする。）及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

Table for design seismic intensity. Columns: 設置場所, 機器種別, 重要機器, 一般機器. Rows: 上層階, 中間階, 1階・地下階. Includes sub-tables for specific and general facilities.

Table for design seismic intensity (general facilities). Columns: 設置場所, 機器種別, 重要機器, 一般機器. Rows: 上層階(注1), 中間階, 1階・地下階.

上層階及び中間階の定義は、標準仕様書第2編2.1.13表2.1.2 注記*3及び*4による。

- 重要機器は、以下による。
・ 配電盤 発電装置（防災用） 直流電源装置
・ 交流無停電電源装置 交換機 自動火災警知受信機
・ 中央監視制御装置
(2) 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

- (1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条による分別解体等実施義務の対象建設工事となることが想定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずる。ただし、工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、工事契約時に予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議する。また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する

Table for separate decomposition method. Columns: 種類, 分別解体の方法, 備考. Row 1: 建築設備工事, ・手作業, ・手作業、機械作業併用.

- (3) 特定建設資材廃棄物の種類
・コンクリート 処理数量 O t 距離 OO km
・コンクリート及び鉄からなる建設資材 処理数量 O t 距離 OO km
・アスファルト・コンクリート 処理数量 O t 距離 OO km
・木材 処理数量 O t 距離 OO km

注) 受入施設は計量装置を有するものとし、上記以外とする場合は、監督職員と協議する

- (1) 引渡しを要するもの
(・ 盤類 ・ 金属類 ・ 電線ケーブル類 ・)
堆積場所 構内
・ 指定場所 (OOO)
所在地 (OO郡OO町OO番地)
距離 (OO km)

- (2) 特別産業廃棄物
・鉛蓄電池 処理数量 O t 距離 OO km OO処理
・アルカリ蓄電池 処理数量 O t 距離 OO km OO処理
・廃油 処理数量 O t 距離 OO km OO処理
・廃プラスチック 処理数量 O t 距離 OO km OO処理

- (3) 再資源化を図るもの
・蛍光管、水銀灯及び白熱灯 処理数量 OO kg 距離 OO km 中間処理
・野村興産物 北見市富田町富見2丁目2番地 処理数量 OO kg 中間処理
・梅テクノ 小樽市銭函3丁目515番地29
・小型蓄電池 処理数量 OO kg 距離 OO km OO処理
・硬質塩化ビニル管及び継手 処理数量 OO kg 距離 OO km OO処理

注) 受入施設は計量装置を有するものとし、上記以外とする場合は、監督職員と協議する。

最大電力500kW以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。

- (1) 図中における図示記号は、各図中の凡例、表-2「図示記号」及び標準図による。
(2) 図中において、EM（環境配慮型）電線類の表示は次による。
EM-I E電線は「EM-I E」を省略する。
EMケーブルは「EM-」を省略する。

分電盤、制御盤及び端子盤等の2次側以降の配管配線経路、電線太さ、電線本数及び管径等は、監督職員の承諾を受けて変更しても差つかない。

- 11. 電線本数及び管路等
12. 施工調査
次の事前調査を行う。
調査項目 ()
調査範囲 (・E-OO図による。 ・)
調査方法 (・E-OO図による。 ・)

非破壊検査等による埋設物の事前調査を行う。検査方法及び範囲については監督職員との協議による。ただし、放射線透過検査に係る費用は別途とする。

照明器具の管球は（※再使用する。 新品に取替える。）

- 13. はつり及び穴開け
14. 再使用機器
15. 施工条件
・ 交通誘導員 ※ 別途（協議により設計変更の対象とする。）
・ 適用 人・日配置する。
・ 警 備 員 ※ 別途（協議により設計変更の対象とする。）
・ 適用 人・日配置する。
・ 除 雪 ※ 別途（協議により設計変更の対象とする。）
・ 適用
・ 掃 雪 ※ 別途（協議により設計変更の対象とする。）
・ 適用
・ 探暖養生 ※ 別途（協議により設計変更の対象とする。）
・ 適用
・ 探暖仮設 ※ 別途（協議により設計変更の対象とする。）
・ 適用

- 16. 足場その他
・ 関係受注者の定置する足場、作業構台の類は、無償で使用できる。
・ 本工事で設置する。
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
内部足場種別 ※〔A種、B種、C種〕
・ E種 ・ F種 ・ G種
外部足場種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種
※〔D種、E種〕

改修標準仕様書によるほか、E-OO図による。

仮設間仕切り 仮設間仕切り種別 ・ A種 ・ B種 ※ C種

19. 既存部分の養生
※別契約の関係受注者の定置する既存部分養生の類は、無償で使用できる。
・本工事で設置する。
既存部分の養生方法は、改修標準仕様書によるほか、E-OO図による。
固定された部品、机・ロッカー等の移動
・ 行う (E-OO図による。)
・ 行わない

20. 仮設備工事
仮電源 ・ 受変電設備 E-OO図 による。
・ 発電設備 E-OO図 による。
仮設備期間 E-OO図 による。

21. 砂利地業 ※再生クラッシュラン 切込み砂利及び砕石

- 22. 建設発生土の処理
・ 構内指定場所に数均し
・ 構内指定場所にたい積
・ 構外搬出適切な処理 距離 OO km
・ 構外指定場所に処分（搬出調書等を提出する。）
受入れ施設名称 ()
所在地 () 距離 OO km
受入れ時間帯 ()

23. 接地極
接地極は、表-3「接地極一覧表」による。
接地極上端の埋設深さは次による。
・ 0.9m以上
・ 1.2m以上

24. 構内シート 地中配線には、構内シートを2倍長以上重ね合わせて 敷設する。

25. ハンドホール内ケーブル支持金物
ケーブル支持金物として垂釣めつき軽量形鋼40×20×10×1.6 t L=700を2本以上又は同等の支持材を取付ける。〔寸法単位は全てmm〕

26. 柱上機器
避雷器、高圧カットアウト及びがいし等は、(・ 密閉形 ・ 耐塩形 ・ 重耐塩形) とする。

27. 支線
支線A 垂釣めつき鋼より線 2.2mm 2
支線棒 太さ 13mm、長さ 2.500mm
支線用根かせ 軽石ブロック B
埋設深さ 1.5m以上

支線B 垂釣めつき鋼より線 3.8mm 2
支線棒 太さ 13mm、長さ 2.500mm
支線用根かせ 軽石ブロック C
埋設深さ 1.5m以上

28. 高圧ケーブルの端末処理絶縁板
屋内外ともに処理者絶縁を取付ける。

29. 高圧ケーブルの屋外側端末処理
・ 一般形 ・ 耐塩形（耐塩がいし形） ・ 重耐塩形

30. 外灯内閉閉器
外灯ポール内に区分閉閉器用の引掛防水ゴムコネクタを取り付ける。

31. 地下オイルタンク
タンク室を (・ 設ける ・ 設けない)
工事区分 コンクリート躯体等 ※ 建築工事
乾燥砂 ・ 建築工事
杭は、 ・ なし ・ あり (ただし、杭は建築工事)
遠隔油量指示計 ※設ける 設けない

32. 金属製露出配管
・ 屋外の露出配管は、塗装を行う。
・ 次の露出配管は、塗装を行う。
(・ 車庫 ・ ・)

33. 機器取付け高さ
機器の取付け高さは、図面に特記なき場合、表-4「機器標準取付け高さ」による。

34. フラッシュプレート
フラッシュプレートは、図面に特記なき場合は以下による。
※金属製（ステンレス及び新金属も含む。ただし、防水型は除く。）
・樹脂製

35. 二重床内の固定
二重床内に設けるケーブルジョイントボックスは、床面に (※固定する。 ・ 固定しない。)

今井設計 株式会社
一級建築士事務所 知事登録 (様) 第164号
一級建築士 第139087号 吉田正
標準郡中標津町西4条北1丁目 TEL.(0153)72-5500
E O 1

※ 発電機回路のコンセント	発電機回路に接続されるコンセントは、原則として赤色とする。																														
※ 電話機への配線	電話機1台につき、次のものを見込む。 ・ EM-TIEF0.65-2C (20mm m) ・ EM-BTIEE0.4-2P (20mm m) ・ ワイヤプロテクタ O号 1.5m																														
※ インバータ装置の規約効率	三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。 <table border="1"> <tr> <td>電動機出力 (kW)</td> <td>0.4</td><td>0.75</td><td>1.5</td><td>2.2</td><td>3.7</td><td>5.5</td><td>7.5</td><td>11</td><td>15</td><td>18.5</td><td>22</td><td>30</td><td>37</td><td>45</td> </tr> <tr> <td>規約効率 (%)</td> <td>85.0</td><td>88.5</td><td>92.0</td><td>93.0</td><td>94.0</td><td>94.5</td><td>94.8</td><td>95.0</td><td>95.5</td><td>95.5</td><td>95.5</td><td>95.5</td><td>95.5</td><td>95.5</td> </tr> </table> <p>備考) (1) 規約効率は、JEM-TR 245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。 (2) 規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相可変形電動機」のIP4X、6極定格、50Hz、電圧200Vの電動機を駆動したときの値とする。</p>	電動機出力 (kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	45	規約効率 (%)	85.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.5	94.8	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5
電動機出力 (kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	45																	
規約効率 (%)	85.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.5	94.8	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5																	
※ サイン計画	<ul style="list-style-type: none"> 身障者プレート (白地に青文字・アクリル樹脂透明板 150×150×5t シルクスクリーン印刷) 緊急呼出プレート (黒地に白文字・アクリル樹脂板・100×50×2t シルクスクリーン印刷) 記述内容は、「気分が悪い方は このボタンを押してください」とする。 人感センサー表示プレート (白地に黒文字・アクリル樹脂板 70×30×2t シルクスクリーン印刷) 記述内容は、「照明はセンサーにより自動点滅しています。」とする。 <p>注) 寸法単位は全てmm。</p>																														

表-1 「施工区分表」

他工事との取合い		電気設備	機械設備	建築	
開口部	S造及びSRC造のはり貫通部	補強及びスリーブ	・	・ ※	
	RC造のはり貫通部	補強	・	・ ※	
		スリーブ	※	・	
	RC造の床及び壁貫通部	分電盤用、端子盤用及びプルボックス用	補強	・	・ ※
			仮枠	※	・
		上記以外	補強	・	・ ※
			スリーブ	※	・
			型枠 (補強あり)	・	・ ※
	軽量鉄骨下地天井及び壁ボード類の切込み	補強あり	・	・ ※	
	床デッキプレートの切込み	補強なし	※	・	
補強あり		・	・ ※		
開口部の穴埋め補修	※	・	・ ※		

基礎	配電盤及び制御盤等の基礎		電気設備	機械設備	建築
	屋内設置	・	・	・	・
	屋上設置	・	・	・	※
発電装置の基礎	屋内設置	・	・	・	※
	屋外設置	・	・	・	※
避雷針の基礎 (屋上)	・	・	・	※	
テレビアンテナの基礎	・	・	・	※	
防油堤	・	・	・	※	
配線ビッド及びふた	・	・	・	※	
床・天井点検口	・	・	・	※	
自動閉鎖装置を取付ける防火戸の切込み、補強、ドアチェック及びフロアヒンジ	・	・	・	※	
照明器具、幹線等の吊りボルト用インサート	※	・	・	・	
軽量鉄骨下地開仕切壁のボックス取付け金具及びその取付け	※	・	・	・	
既設開仕切壁の位置ボックス及びその取付け	※	・	・	・	
別途機器等への接続 (直接接続されるもの。)	※	・	・	・	
別途機器付属の制御盤以降の配管・配線 (接地共)	・	※	・	・	
機器付属の制御盤への電源供給及び信号線の配管及び配線 (接地共)	※	・	・	・	
制御盤から別途自動制御盤への電源用配管配線 (接地共)	※	・	・	・	
別途自動制御盤と制御盤間の信号線の配管配線 (接地共)	・	※	・	・	
天井吊り形FCU及び全熱交換形換気扇と操作スイッチとの渡り配管 (接地共)	※	・	・	・	
天井吊り形FCU及び全熱交換形換気扇と操作スイッチとの渡り配線	・	※	・	・	
煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパーに至る配管及び配線	※	・	・	・	
小便器用節水装置の制御盤以降の配管及び配線	・	※	・	・	
自動扉及び電動シャッター等の制御盤以降の配管及び配線	・	・	※	・	

表-2 「図示記号」

記号	名称	記号	名称
	1.6×2 (16)	○1.6	DSスイッチ (別途)
	1.6×3 (16)	○1.6	モーターダンパー (別途)
	1.6×4 (16)		
⋮	⋮		
	1.6×2+ (接地) 1.6×1 (16)		既設壁はつり補修
	1.6×3+ (接地) 1.6×1 (16)		はり貫通用スリーブ
	1.6×4+ (接地) 1.6×1 (16)		
⋮	⋮		
	2.0×2+ (接地) 1.6×1 (16)	① O _A	OA用テールタップ (マグネット付) (2P15A・E付4、ケーブル長3m、ケーブル引出しキャップを含む。 (掛け止め形又はその他の口数は、傍記による))
	2.0×4+ (接地) 1.6×1 (22)	② 2.2E ₁ ...	上下動形床付コンセント (2P15A×2、2P15A・E付×2...) フロアプレートは水平高低調整付き (空転防止リング付きとする。)
⋮	⋮		
	(MM2A)	③ 2.2E ₁ ...	内部固定形床付コンセント (2P15A×2、2P15A・E付×2...) フロアプレートは水平高低調整付き (空転防止リング付きとする。)
	1.6×2+ (接地) 1.6×1 (MM2A)		
	1.6×3+ (接地) 1.6×1 (MM2A)		
	1.6×4+ (接地) 1.6×1 (MM2A)	④ 2.2E ₁ ...	外部固定形床付コンセント (2P15A×2、2P15A・E付×2...) フロアプレートは水平高低調整付き (空転防止リング付きとする。)
⋮	⋮		
	EEF1.6-2C	⊕ _{ET}	扉付コンセント (2P15A×1、ET付)
	EEF1.6-3C	●WP (A)	防滴プレート付スイッチ
	EEF1.6-2C~2	●WP (B)	軟質シリコン樹脂カバー付スイッチ
	EEF1.6-2C+1.6-3C	●WP (C)	縦貫扉付プレート付スイッチ
⋮	⋮	●SL	熱線式自動スイッチ 15A (切・自動・連続)
⋮	⋮		
	EEF2.0-2C	⊙ O _A	OA用モジュラコンセント (6極4心、樹脂製ケーブル引出しキャップを含む。 (口数は傍記による))
	EEF2.0-3C		
	EEF2.0-2C~2	⊙ (J、2J)	上下動形床付電話用アウトレット (モジュラ6極4心×1、同定×2) フロアプレートは水平高低調整付き (空転防止リング付きとする。)
	EEF2.0-2C+2.0-3C		
⋮	⋮		
		⊙	壁付電話用アウトレット (モジュラ6極4心×1)

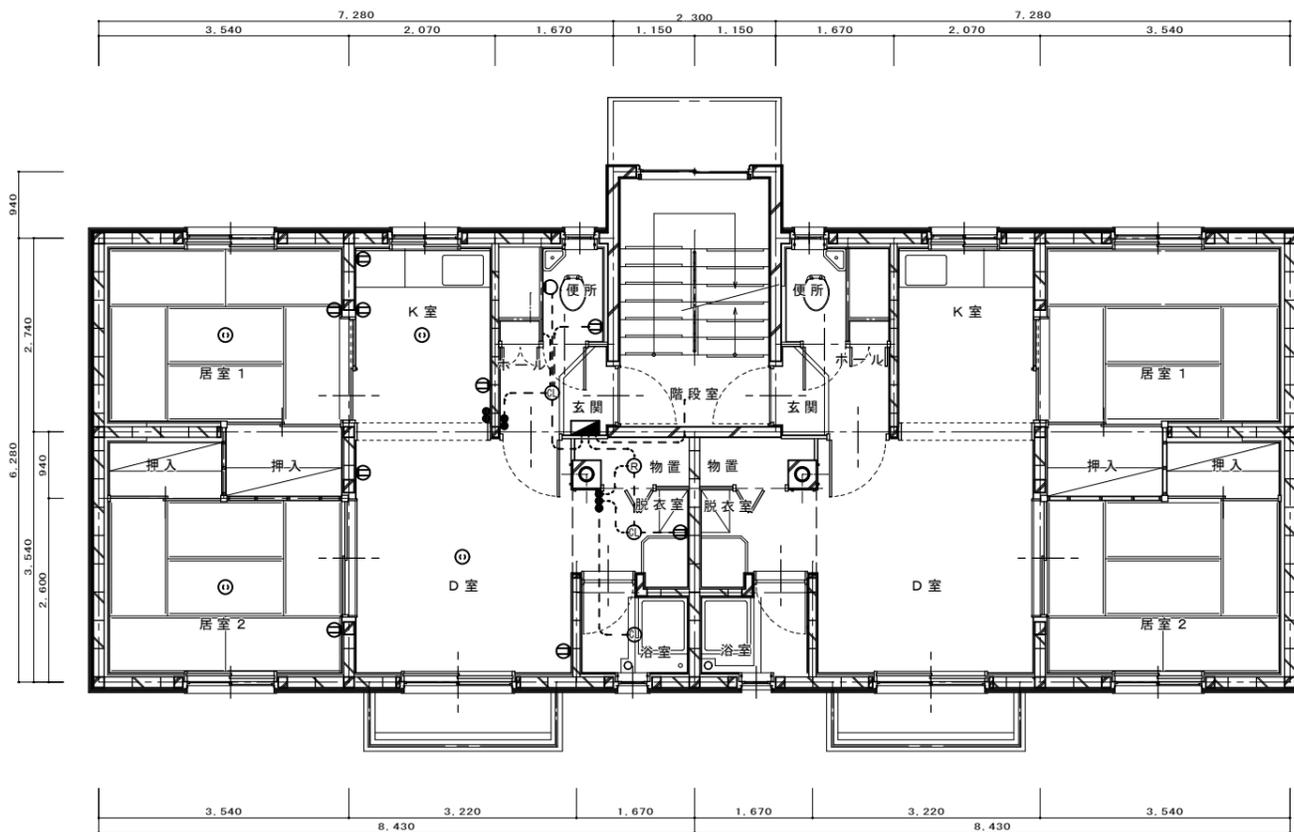
[注] ケーブル配線にてEを附したものは、接地線としてケーブルの心線を1心追加する。
 なお、図示記号の(16)、(22)及び(28)はPF管とし、(19)、(25)、(31)、...及び(75)はねじなし電線管とする。

表-3 「接地極一覧表」 [単位mm]

接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極の規格及び数量
・ 共同接地	E _{A+B+C+D}	Ω以下	⊘ (D=14、L=1,500又は⊘=40、L=1,200) ×3連~1組
・ 共同接地	E _{A+C+D}	10Ω以下	⊘ (D=14、L=1,500又は⊘=40、L=1,200) ×3連~1組
・ A種	E _A	10Ω以下	⊘ (D=14、L=1,500又は⊘=40、L=1,200) ×3連~1組
・ B種	E _B	30Ω以下	⊘ (D=14、L=1,500又は⊘=40、L=1,200) ×3連~1組
・ C種	E _C	10Ω以下	⊘ (D=14、L=1,500又は⊘=40、L=1,200) ×3連~1組
○ D種	E _D	100Ω以下	⊘ (D=10、L=1,000又は⊘=30、L=900) ×1
・ 種		Ω以下	⊘ (D=14、L=1,500又は⊘=40、L=1,200) ×3連~1組
・ 高圧避雷器用	E _{LHV}	10Ω以下	⊘ (D=14、L=1,500又は⊘=40、L=1,200) ×3連~1組
・ 交換機用	E _J	10Ω以下	⊘ (D=14、L=1,500又は⊘=40、L=1,200) ×3連~1組
・ 通信用 (10Ω)	E _{A1}	10Ω以下	⊘ (D=14、L=1,500又は⊘=40、L=1,200) ×3連~1組
・ 通信用	E _{D1}	100Ω以下	⊘ (D=10、L=1,000又は⊘=30、L=900) ×1
・ 電話引込口の保護	E _{L1}	100Ω以下	⊘ (D=10、L=1,000又は⊘=30、L=900) ×1
・ 測定用	E ₀		⊘ (D=10、L=1,500又は⊘=30、L=1200) ×1

表-4 「機器標準取付け高さ」

名称	測点	取付け高さ [mm]	名称	測点	取付け高さ [mm]	
電力共通	積算計器	地上~窓中心	表示	情報表示盤	床上~中心	
	引込開閉器	床上~中心		壁付発信器	床上~中心	
	分電盤	床上~中心		ベル、ブザー及びチャイム	床上~中心	
		1,500 (上端1,900以下)			2,300	
電灯	スイッチ	一般	床上~中心	壁付押ボタン	床上~中心	
		多機能トイレ	床上~中心	1,300		
	コンセント	一般	床上~中心	外部受付インターホン	標準図による	
		和室	床上~中心	壁付インターホン (上記以外)	床上~中心	
		台上	台上~中心	1,300		
		土間	床上~中心	壁付アウトレット	一般	床上~中心
	ブラケット	一般	床上~中心	和室	床上~中心	
		踊場	床上~中心	壁付呼出ボタン (多機能トイレ)	床上~中心	
		鏡上	鏡上端~中心	150	閉上プルスイッチ	床上~鏡下端
動力	制御盤 (壁掛形)	床上~中心	1,500 (上端1,900以下)	機器収容箱	上端~天井下	
	開閉器箱	床上~中心	1,500	テレビユニット	一般	
	制御用スイッチ	床上~中心	1,300	テレビ端子	和室	
構内交換	端子盤 (室内)	床上~下端	300	和室	床上~中心	
	集合保安器箱	上端~天井下	200	壁付アウトレット	一般	
	壁付アウトレット	一般	床上~中心	300	火災報知	受信機及び副受信機
		和室	床上~中心	150	機器収容箱	床上~中心
				発信器	床上~中心	
					800~1,500	
時計	観時計 (壁掛形)	床上~中心	1,500 (上端1,900以下)	警報ベル	床上~中心	
拡声	子時計	床上~中心	2,300	表示灯	床上~中心	
	スピーカ (壁掛形)	床上~中心	2,300	液化石油ガス用感知器	床上~上端	
	アッチネータ	床上~中心	1,300		300以下	

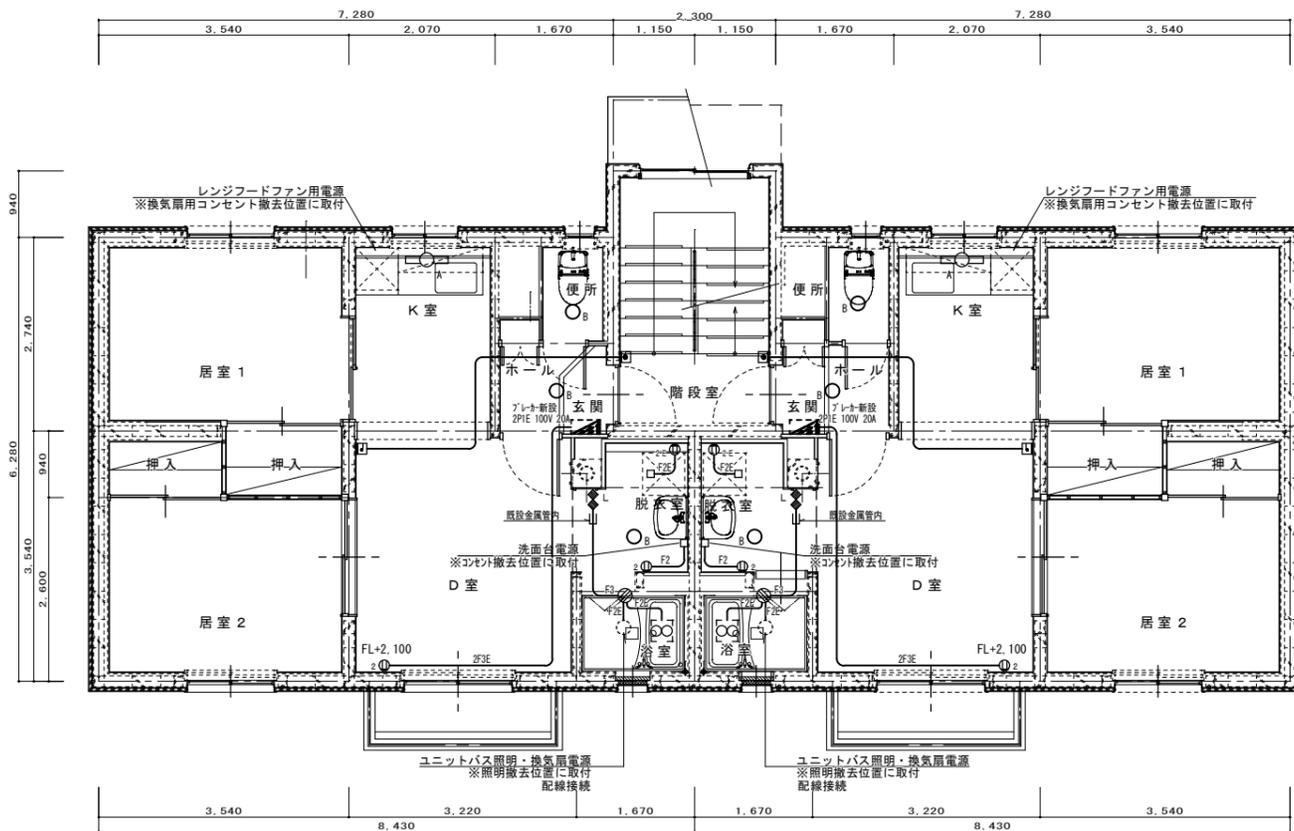


凡例		
記号	名称	仕様・規格
□	LED 蛍光灯 2灯相当	
○	LED 蛍光灯 1灯相当	
○	LEDシーリングライト	
●	タンブラスイッチ	1P15A×1 樹脂P
●	タンブラスイッチ	1P15A×1 (ON) 樹脂P
○	コンセント	2P15A×1 樹脂P
○	コンセント	2P15A×2 樹脂P
○	コンセント	2P15A×2 E付 樹脂P
□	室内モニター	AC100V
□	カメラ付ドアホン	
□	アウトレットボックス	中西角浅型D44
□	MM1A用コーナーボックス	

図中記入無き配管配線は下記による

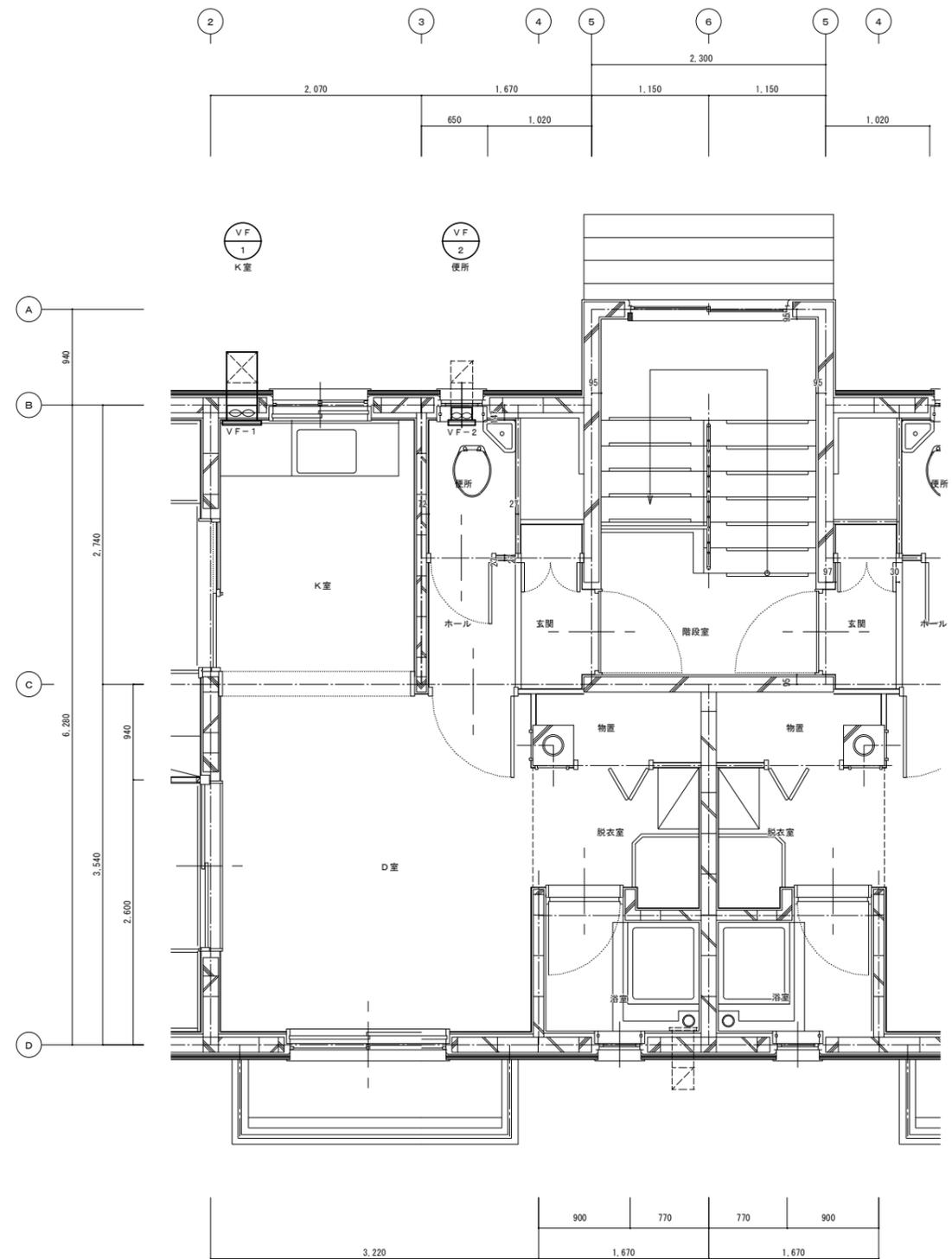
---	F2 VVF 1.6-2C
---	F3 VVF 1.6-3C
---	F3E VVF 2.0-3C(1芯接地)
---	天井ごころし配線
---	参考配線

特記無きは新設を表す。

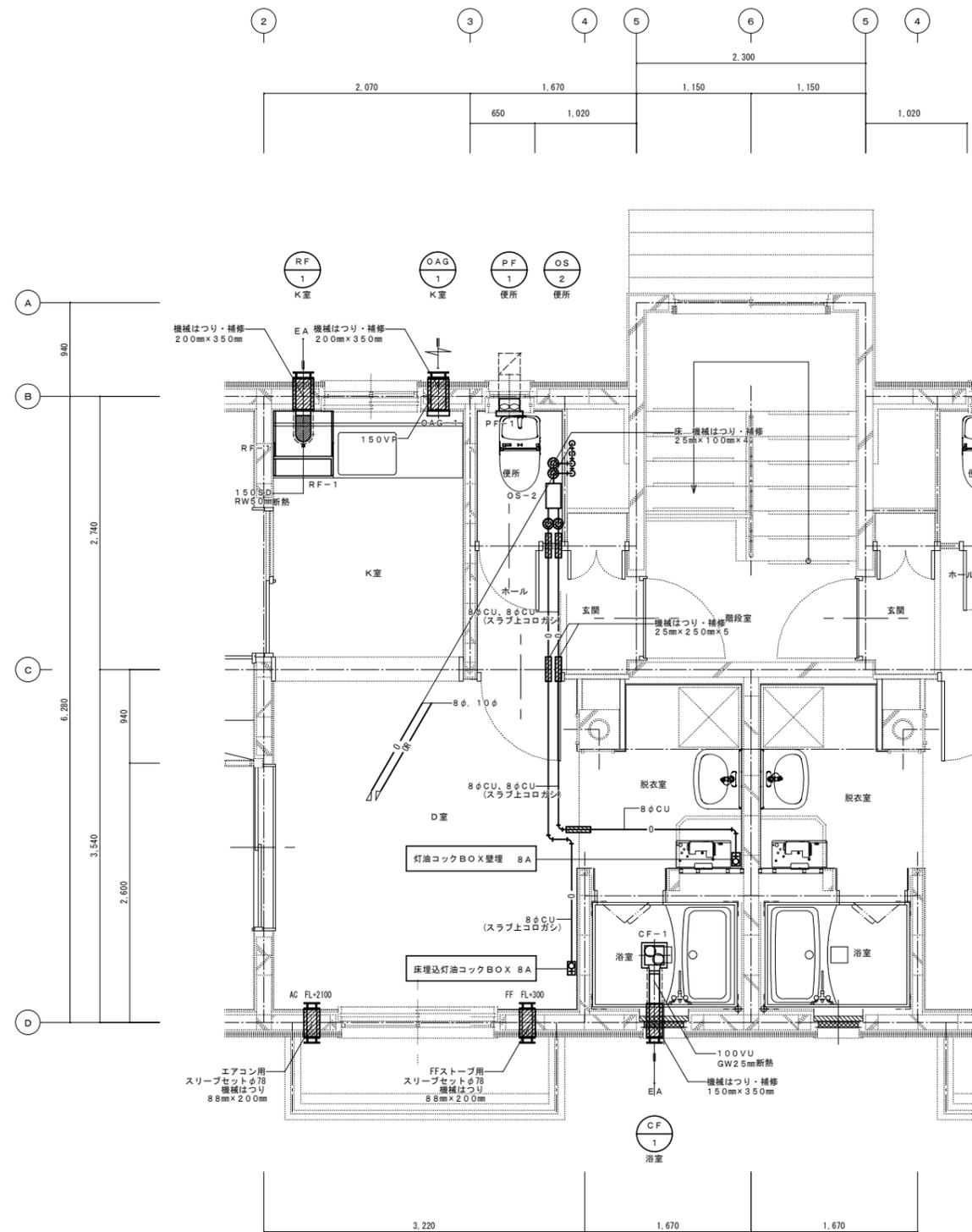


照明器具要図	
A	LEDキッチンライト 20形直管蛍光灯1灯器具相当
 <p>昼白色 (5000K)、R883 器具光束980lm、消費電力12W、電圧100V 拡散タイプ、コンセント付 カバー：プラスチック (乳白) プルススイッチ付、両面化粧タイプ</p>	
B	LEDシーリングライト 60形電球1灯器具相当
 <p>温白色 (3500K)、R883 器具光束555lm、消費電力6W、電圧100V 天井面・壁面取付専用 カバー：プラスチック (ホワイト) 送り用端子台付 参考器具 パナソニック LGB51664LE1</p>	
C	

章 項 目	特 記 事 項		
● 排 水 設 備	1 配管材料 屋内污水管（屋外第1樹まで） ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・排水、通気用鉛管 ・排水用ノントールエポキシ塗装鋼管（ポンプアップ管） ・ 屋内雑排水管（屋外第1樹まで） ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・配管用炭素鋼鋼管（白管） ・排水、通気用鉛管 ・排水用ノントールエポキシ塗装鋼管（ポンプアップ管） ・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管（VP） 通気管 ・配管用炭素鋼鋼管（白管） 屋外污水 雑排水管 ・適心力鉄筋コンクリート管 ・ビニル管（RS-VU又はREP-VU）	ガ ス 設 備	1 配管材料 都市ガスの配管材料は、ガス事業者の供給規定による。 液化石油ガス 一般 ・配管用炭素鋼鋼管（白管） 2 都市ガス ガスメーター 親メーターはガス事業者よりの貸与品、子メーターは買取りとする。 引込負担金等 ・不要 ・要（※別途工事 ・本工事） 3 液化石油ガス ガスボンベ ・買取り ・借用 ガスメーター ・買取り ・借用 集合装置 ・標準図施工7.2、7.3による。 本組 ボンベ置場のコンクリート基礎 ・別途工事 ・本工事 転倒防止用の容器固定具 ※本工事 4 ガス漏れ警報器 ・本工事 ・別途電気設備工事 外部警報端子（・無 ・有） 5 埋設深さ ・ガス事業者の指定深度（ ） ・GLー 6 塗 装 建物内の外面被覆鋼管を除くすべての配管は標準仕様書第2編3.2.1.4の鋼管及び継手 露出の項により塗装する。 7 改修工事の試験 ・試験範囲（※新設配管 ・既存配管（ ） ・システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第6編2.2.6又は2.3.6による。） ・
	2 台所流し等の排水管 流し等の床上の配管は、ビニル管でもよい。 3 継 手 4 樹 インバート樹、ため樹、ブロー樹及びふた等の形状、寸法は図示による。 5 漏水試験継手 図示の位置に取り付ける。 6 放流納付金等 ・不要 ・要（ ・別途工事 ・本工事） 7 保 温 通気管の外壁より2mは保温する。 8 改修工事の試験 ・試験範囲（※新設配管 ・既存配管（ ） ・システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2.7.4による。） ・ 9 既設配管の洗浄 撤去を行う既設汚水管及び雑排水管は、撤去前に管内洗浄を行う。		○ 浄 化 槽 設 備
● 給 湯 設 備	1 配管材料 ・水適用ステンレス鋼鋼管 ○一般配管用ステンレス鋼鋼管 2 絶 縁 継 手 図示の位置に取り付ける。 3 弁 類 図面に特記なき場合の耐圧は、JIS又はJV 5Kとする。 呼び径65A以上の弁は、パタフライ弁とする。 ステンレス鋼鋼管に取り付ける弁類は、青銅製又はステンレス製とする。 4 改修工事の試験 ・試験範囲（※新設配管 ・既存配管（ ） ・システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2.7.3による。） ・ 5 保 温 湯沸器の給排気筒（二重管を含む）の隠べい箇所は保温を行う。なお、保温の種別は 標準仕様書第2編3.1.5表2.3.5のh・（イ）・IXとする。 6 給湯機器の固定 給湯機器の固定は、「建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件」 （平成24年12月12日国土交通省告示第1447号）による。	○ 給 油 設 備	1 油 の 種 類 灯油 2 油 タ ン ク 市販品（・490L型 ・950L型）付属品共 3 配 管 材 料 被覆鋼管（塩化ビニル又はポリエチレンで被覆した七の） 4 埋 設 深 さ ※GLー500 5 改 修 工 事 の 試 験 試験範囲（※新設配管 既存配管（ ） システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2.7.2による。）
	1 配管材料 一般 ・屋内消火栓 ・配管用炭素鋼鋼管（白管） ・連結放水 ・配管用炭素鋼鋼管（白管） ・連結送水 ・配管用炭素鋼鋼管（白管） ・ 地中 ・消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 （・SGP-VS ・ ） ・ 2 屋内消火栓種別 ・易操作性1号消火栓 ・1号消火栓 ・2号消火栓 3 弁 類 図面に特記なき場合の耐圧は、JIS又はJV 5Kとする。 4 屋内消火栓開閉弁 ・10K 5 改修工事の試験 ・試験範囲（※新設配管 ・既存配管（ ） ・システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2.7.5による。） ・		
○ 厨 房 設 備	1 機器の寸法 概略寸法とする。 2 機器の機能等 図示による。		

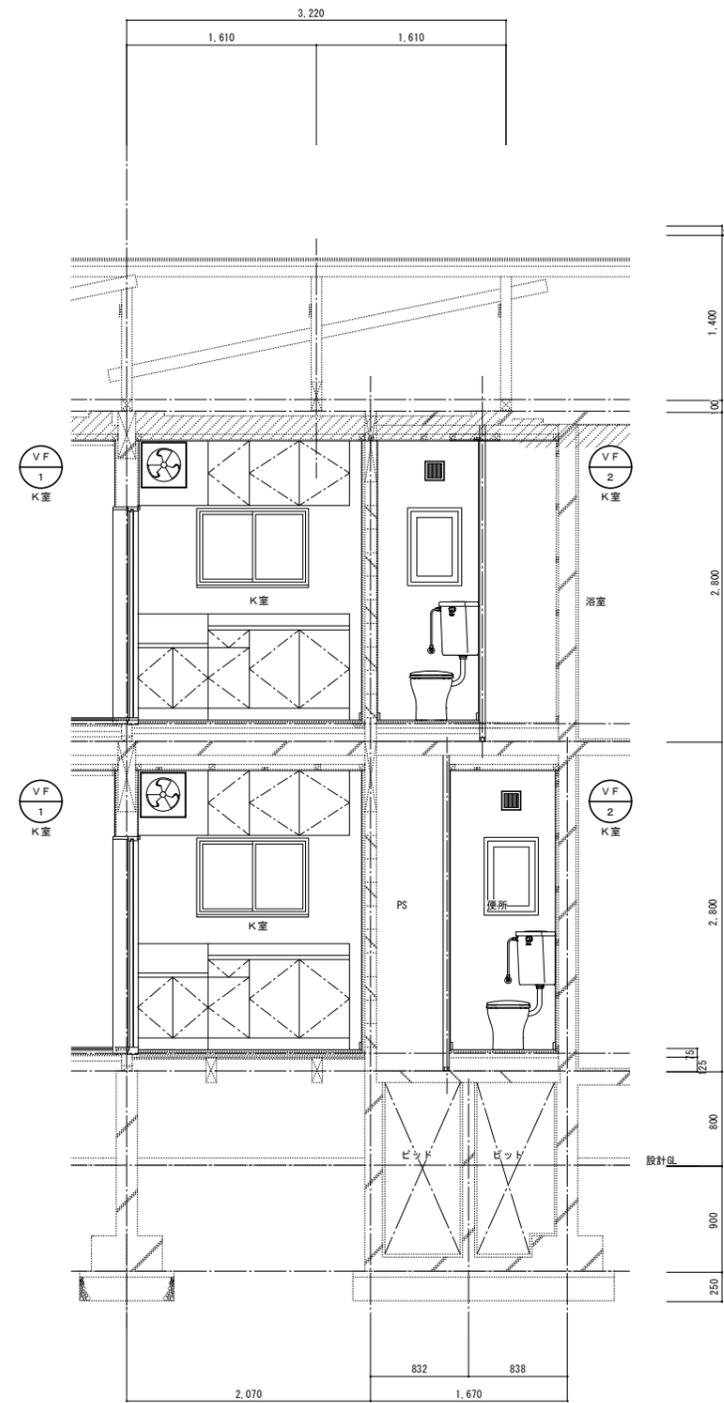


b型宿舎 撤去 2階平面図 S=1/30
(2戸)

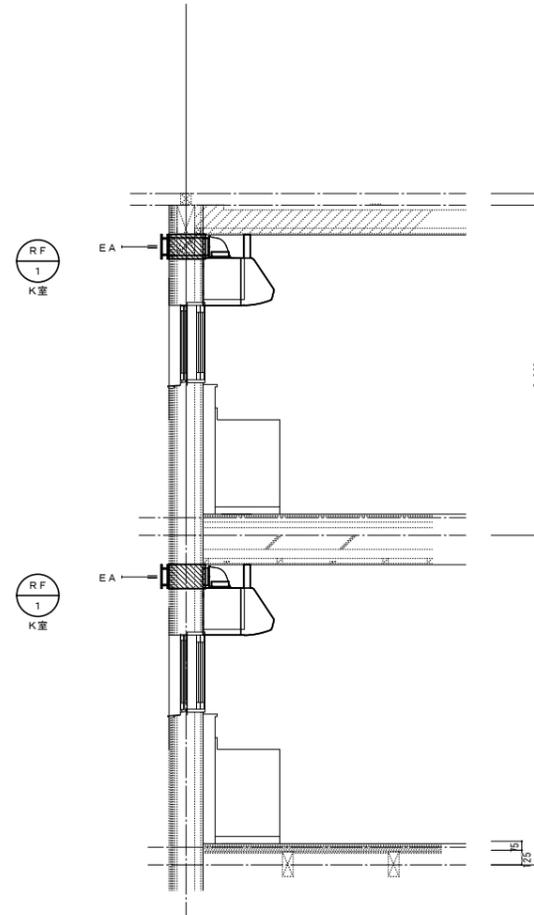


b型宿舎 改修 2階平面図 S=1/30
(2戸)

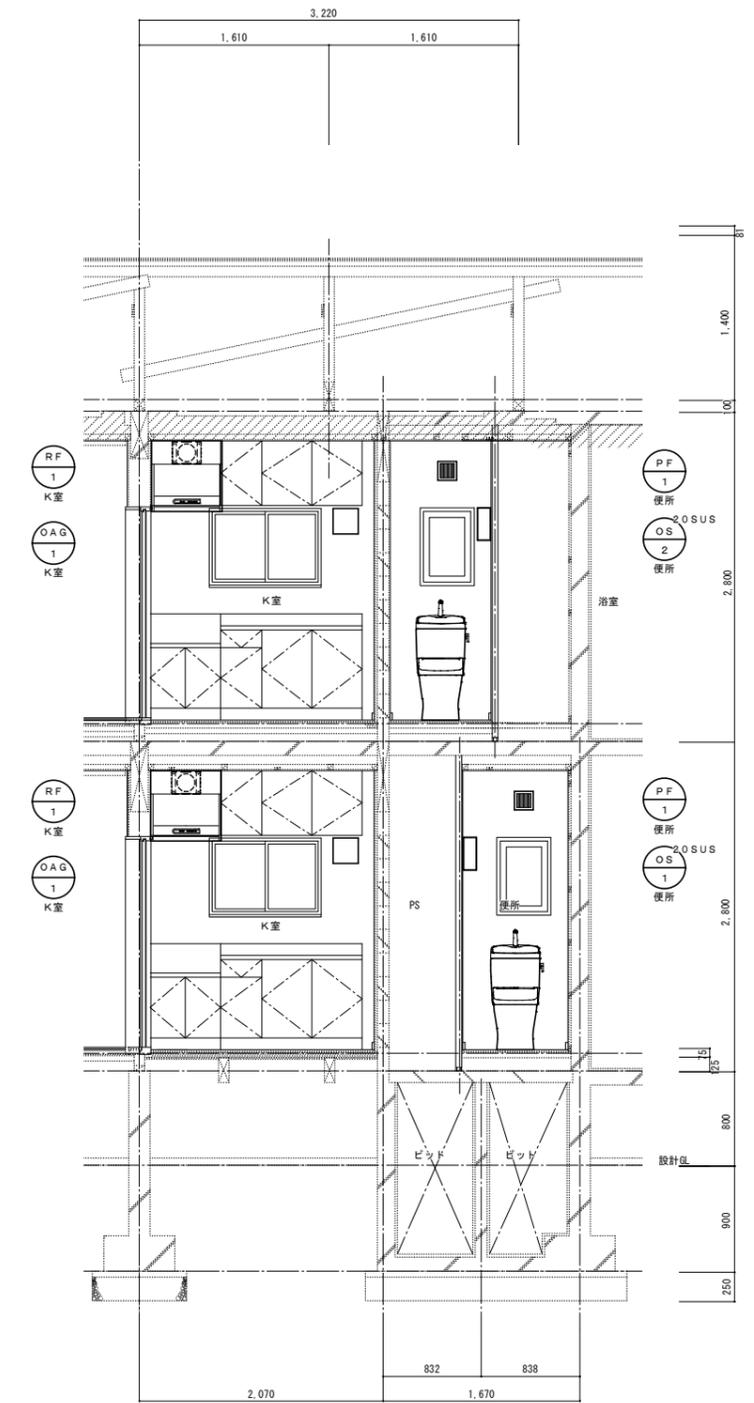
凡例						株式会社 今井設計 一級建築士事務所 知事登録 (根) 第317号 一級建築士 第139087号 吉田 正 横濱市中區津町東1条南3丁目 TEL (0153) 72-5500	広尾丸山通3号宿舎202棟改修工事 b棟 給油・換気設備 S=1:30 (A1) 撤去 改修 2階平面図 S=1:60 (A3)	M
								O 9



b型宿舎 撤去 立面詳細図 S=1/30



b型宿舎 改修 立面詳細図 S=1/30

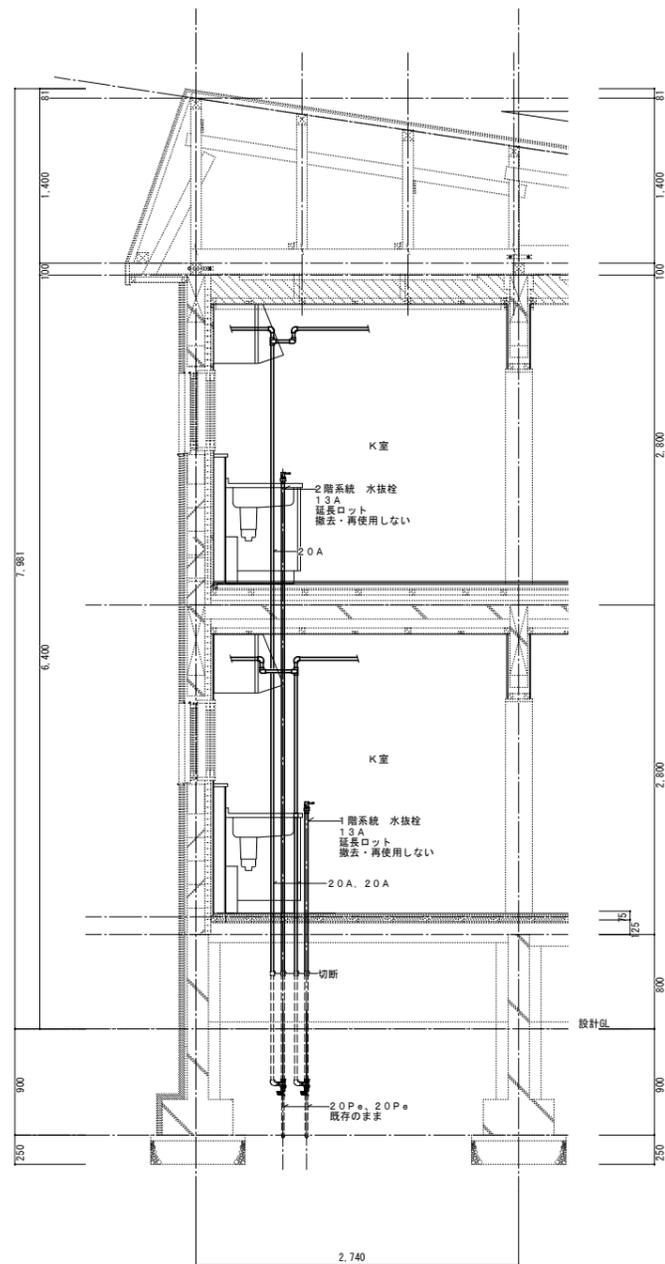


b型宿舎 改修 立面詳細図 S=1/30

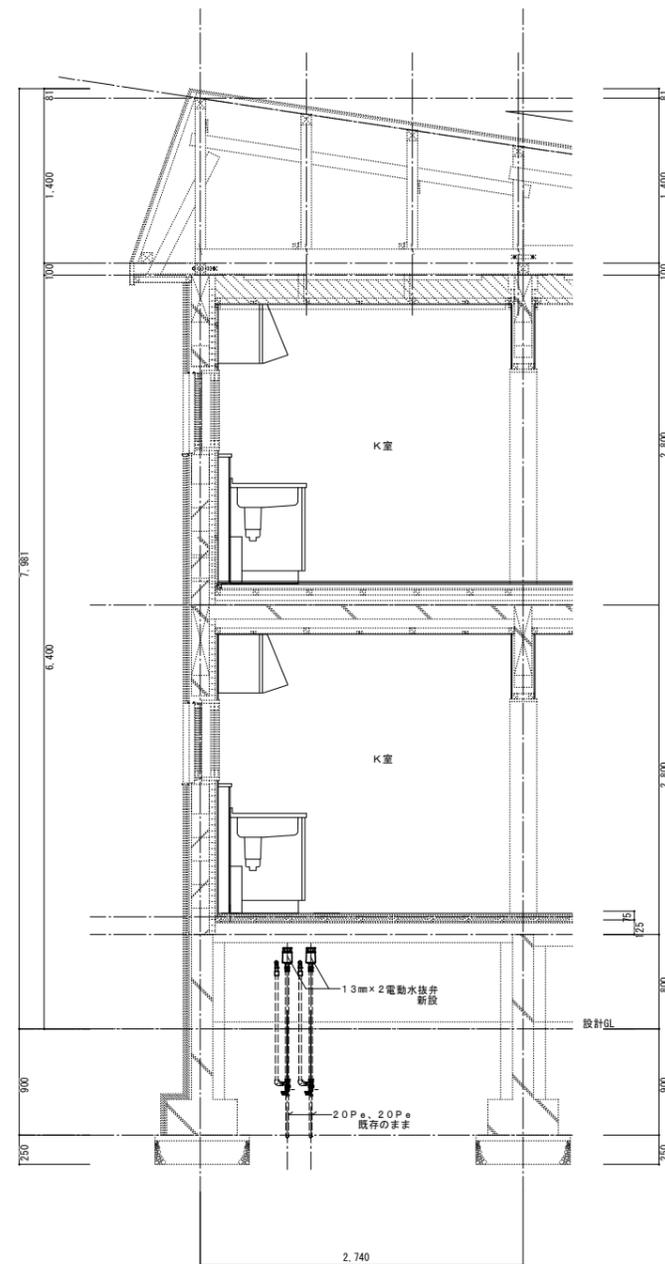
凡例																			

株式会社 今井設計
 一級建築士事務所 知事登録(根) 第317号
 一級建築士 第139087号 吉田 正
 横浜市中区磯崎町東1条南3丁目 TEL (0153) 72-5500

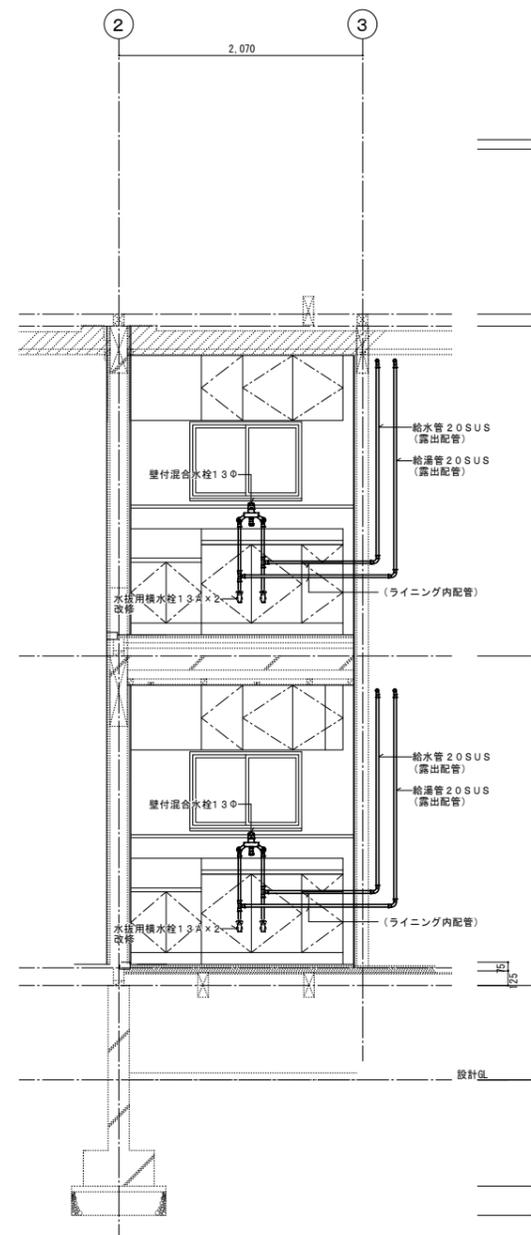
広尾丸山通3号宿舎202棟改修工事
 b棟 給油・換気設備 S=1:30 (A1)
 撤去 改修 立面詳細図 S=1:60 (A3)



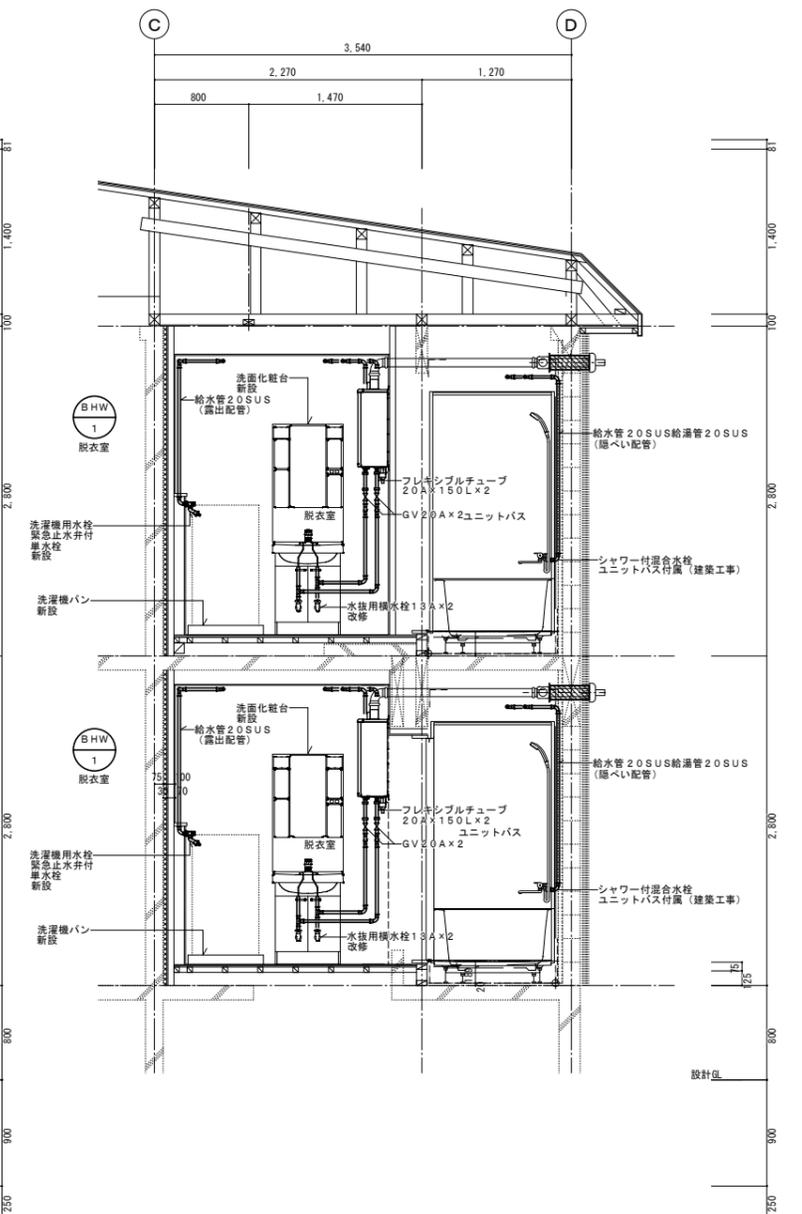
b型宿舎 撤去 立面詳細図 S=1/30



b型宿舎 改修 立面詳細図 S=1/30



b型宿舎 改修 立面詳細図 S=1/30



b型宿舎 改修 立面詳細図 S=1/30

凡例																					
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

